

現況・課題編

1. 小田原市の都市特性

1.1 小田原市の概況

- ・小田原市は、面積114.06km²、人口約20万人の豊かな自然と長い歴史に恵まれた神奈川県西地域の中心都市です。小田原市の西部は箱根連山につながる山地、東部は大磯丘陵と呼ばれる丘陵地帯で、市の中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成し、南部は相模湾に面しています。
- ・相模湾に面する台地～低地に、戦国時代以降、北条氏が城下町を築き、江戸時代に東海道屈指の宿場町として栄えました。明治期には鉄道敷設によって利便性が一層高まり、温暖で風光明媚な土地柄から、政財界人や文化人たちの別荘や居住地として愛されてきました。
- ・目の前に相模湾を望み、市街地の周りに田園地帯が広がり、さらに広大な山林を抱え、これらの自然の恵みを生かした農産物や水産物とその加工品、木材や木製品などの技が受け継がれるとともに、豊富な水を資源とする工業など、幅広い産業が生まれ、市内には大手企業の工場が多く存在しています。

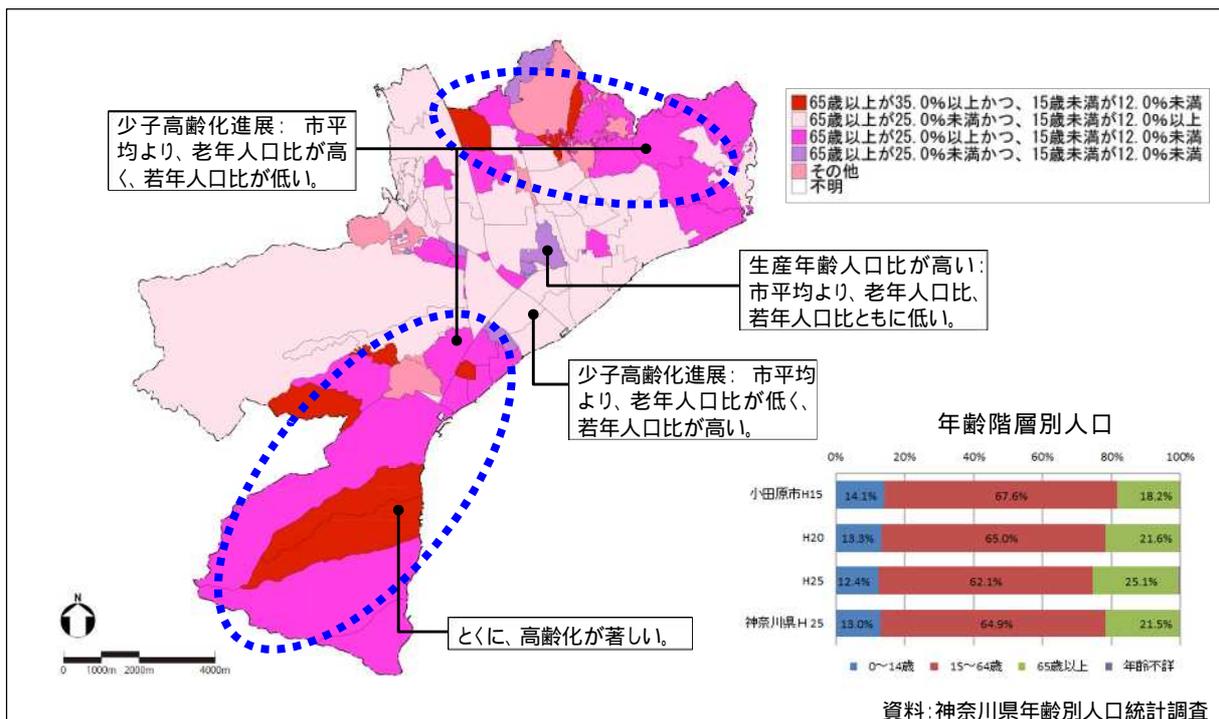
1.2 人口構成

人口は減少傾向

- ・小田原市の人口は、195,532人（平成26年4月1日）、増加率が高かった昭和40年代以降は徐々に人口増は沈静化し、平成11年の200,695人をピークに減少し19万人台で微減・微増を繰り返しています。

市街地外周で先行する少子高齢化

- ・年齢階層別人口比は、年少人口、生産年齢人口とも下がり、老年人口が上昇し、県平均に比べ、やや少子高齢化が進んでいます。
- ・少子高齢化はとくに市の東部と西部で進んでおり、小田原駅周辺の中心市街地も同様です。



減少が続く第一次産業就業者数

- ・産業分類別就業者数は、全国的な傾向と同様に一次、二次産業が減少し、第一次産業2.7%、第二次産業26.3%、第三次産業71.0%（平成22年10月1日）となっています。
- ・第一次産業は、高齢化に伴う後継者難や、生産環境の悪化等が課題となっています。

1.3 都市の成り立ち

市街地の基礎を築いた城と宿の形成

- ・東海道の本道となった箱根越えが発展し始めた13世紀末頃に、小田原宿が成立したと考えられています。この頃は酒匂宿や国府津宿が中心で、小田原宿が西相模における東海道の中心地になったのは14世紀中頃といわれています。
- ・大森氏により15世紀に築かれた当時の小田原城の中心は、八幡山丘陵中腹（現在の県立小田原高等学校付近）にあったとされ、北条氏治世の16世紀に城下町に近い低地に移されました。16世紀末には城下を取り込んだ堀と土塁からなる周囲約9kmの総構が造営され、経済的機能をもつ宿場町と防御施設としての城郭が密接に関連し合いながら、中世都市が形づくられました。
- ・この中世都市をもとに、江戸時代に低地部を中心に城域が形成されるとともに、近世の小田原宿が成立し、これが今日の小田原市街地の基礎となっています。

60年余にわたり郡の中心として発展、戦後に町村編入により市域拡大

- ・明治4年（1871年）8月の廃藩置県により小田原藩は小田原県となりましたが、同年11月に足柄県が設置され、県庁が小田原に置かれました。その後、神奈川県に編入され、明治11年（1878年）に足柄下郡が編制されると、郡役所が小田原に置かれました。
- ・昭和15年（1940年）12月に小田原町・足柄町・大窪村・早川村および酒匂村の一部が合併して小田原市が発足し、その後、6回にわたり、町村編入を行っています。

近代以降の震災、戦災を経た都市形成

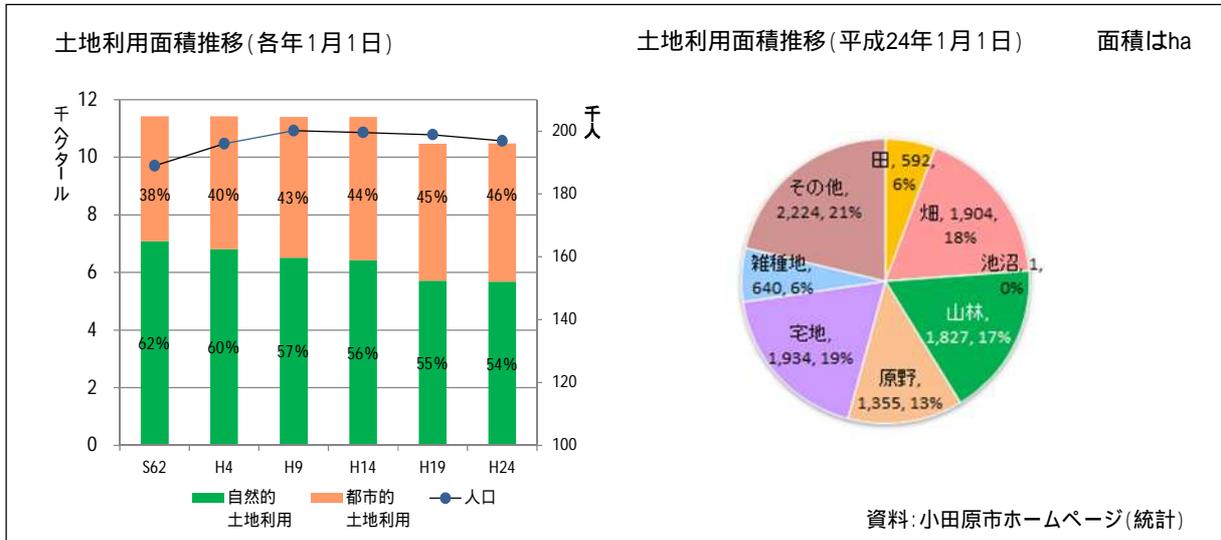
- ・大正12年（1923年）9月関東大震災で壊滅した小田原町では震災復興事業（幹線街路拡幅）を行い、昭和11年（1936年）旧都市計画法適用町村の指定を受け、同13年（1938年）に都市計画区域を決定、同14年（1939年）に風致地区の指定、同17年（1942年）に都市計画街路小田原足柄線の計画決定など、近代都市建設を開始しました。
- ・昭和20年（1945年）8月15日未明に戦災を受けた本市は、同21年（1946年）特別都市計画法の適用を受け、戦災復興土地区画整理事業や小田原駅を中心とする旧市街地における街路事業等を行い、同23年（1948年）に用途地域の指定、中央公園等の計画を決定しました。
- ・昭和45年（1970年）に、新都市計画法に基づき旧橋町を含める小田原都市計画区域を変更し、翌年市街化区域および市街化調整区域を決定しました。

土地区画整理事業等による面的なまちづくりは1割以下

- ・計画的に行う面的なまちづくりの事業として、小田原市では震災、戦災に伴う上記の事業のほか昭和50年代より土地区画整理事業等を行い、19箇所、約225.4ha（市街化区域面積の8%）の事業が完了しています。大半が1950年代から1960年代にかけて、および1980年代～1990年代にかけて施行されたものです。

5割に迫る都市的土地利用

- ・人口増減は沈静化していますが、近年、自然的土地利用（田・畑・池沼・山林・原野）の減少、都市的土地利用（宅地・雑種地・その他）の増加傾向が続いています。



1.4 都市の構造

市街化区域は市域の4分の1、ほぼ市域の中央部に決定

- ・本市は、相模湾に面する平野に市街地が形成され、その周りは農地として利用され、これらを丘陵と山地が囲んでいます。
- ・市域全域が都市計画区域で、約4分の1の27.97km²を市街化区域に指定しています。市街化区域は、市のほぼ中央部にあたる酒匂川兩岸を中心とした森戸川～早川間の相模湾岸、国府津、東部の中村川や塔台川沿いの平野部に広がっています。

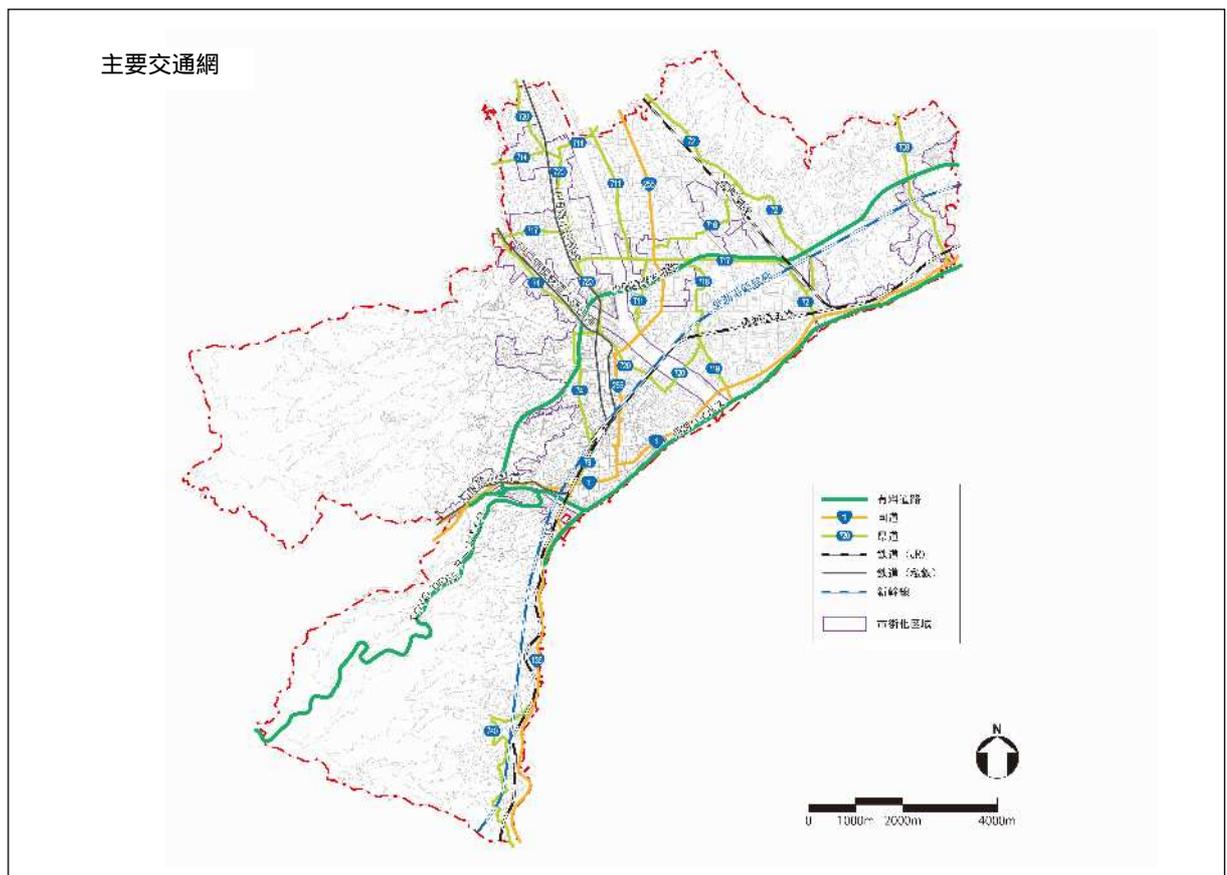
- ・用途地域は、住居系用途地域が7割、商業系用途地域が1割、工業系用途地域が2割で、工業系は主として酒匂川の沿岸、川東地域の工業集積地区、羽根尾等、商業系は主に小田原駅周辺、その他の主要な鉄道駅周辺、中里、国道1号沿道等に指定され、それ以外が住居系となっています。

市域を東西南北に走る交通網

- ・本市は交通至便なまちです。海岸沿いを走り東西を結ぶ路線と南北に走り内陸とを結ぶ路線合せて6路線、18の鉄道駅を有し、交通利便性の高い鉄道駅を中心に市街地が形成されています。
- ・道路網は、東西方向に海岸側から国道1号、巡礼街道（市道0051）、県道沼田国府津（県道717号）、南北方向に県道中井羽根尾（県道709号）、県道松田国府津（県道72号）、県道怒田開成小田原（県道720号）等が走り、小田原駅を中心とした放射環状型の骨格道路網の形成を図っています。

首都圏各地と繋がる自動車専用道路網

- ・広域の自動車専用道路網は、厚木IC（JCT）で東名高速道路につながる小田原厚木道路、大磯と小田原を結ぶ西湘バイパス（国道1号バイパス）が東西に走り、10か所のICが立地しています。
- ・また東西に国道1号、本市北部の大井町で東名高速道路大井松田ICにつながる国道255号が南北に走っています。



1.5 関連計画におけるみどりに関するまちづくり方針

(1) おだわら T R Y プラン 『市民の力で未来を拓く希望のまち』

計画期間

基本構想：平成34年度

基本計画：平成28年度

基本理念

新しい小田原への3つの命題

- ・新しい公共をつくる
- ・豊かな地域資源を生かしきる
- ・未来に向かって持続可能である

まちづくりの目標

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1) いのちを大切にする小田原 | 2) 希望と活力あふれる小田原 |
| 3) 豊かな生活基盤のある小田原 | 4) 市民が主役の小田原 |

基本計画：みどりに関する主な施策

- ・おだわら T R Y プランに掲げる先導的施策の一つに「自然環境を再生する」を掲げ、「市民協働による自然環境の保全と再生」「緑とせせらぎのあふれる生活空間の創出」の2項目を主な取り組みとしています。
- ・施策の展開において、まちづくりの目標「3) 豊かな生活基盤のある小田原」において、身近な緑と公園の整備などによる「良好な生活環境の保全と形成」、森林の再生、里山の再生と整備、水辺環境の整備促進、生態系の維持保全による「自然環境の保全と再生」等を挙げています。

(2) 小田原市都市計画マスタープラン

『小田原らしさ(自然・歴史・交通の利便性)を生かし、多様な交流によりにぎわいを生む持続可能なまち』

計画目標年次・目標人口

目標年次：平成34年度

目標人口：200,000人(平成34年)

都市の目標像

「小田原らしさ(自然・歴史・交通の利便性)を生かし、多様な交流によりにぎわいを生む持続可能なまち」

ア 快適で利便性の高いまち(自然・田園環境、鉄道駅中心のまち、公共交通)

イ 市民の安全・安心を支えるまち(災害、多世帯・多世代交流)

ウ 魅力と活力あふれるまち(歴史・文化資源、産業、市民)

エ 市民が主役のまち

将来都市構造

『豊かな自然環境を保全・活用しながら、交通の利便性の高いエリアにおけるまちの魅力を高め、それぞれの拠点間を結び交通軸の充実と、都市間を結び広域的な交通機能の向上を図る。』

ゾーン：中心市街地・鉄道駅周辺・市街化区域内の郊外住宅地・市街化区域縁辺部住宅地・既存集落

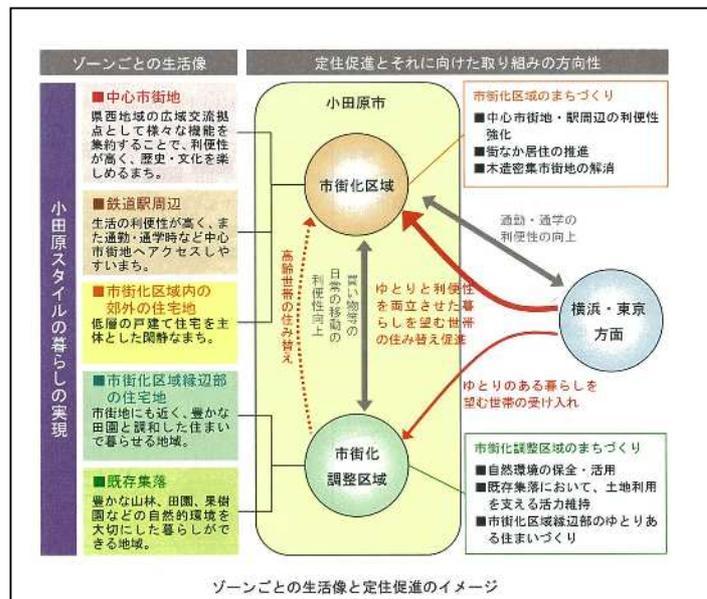
拠点：広域交流拠点・副次拠点・生活拠点・工業拠点・緑の拠点

交流軸：都市間交流軸・都市内交流軸・緑と文化の軸・親水空間軸

緑の拠点・緑と文化の軸の方針

緑の拠点の施策方針

- ・辻村植物公園(小田原こどもの森公園わんぱくらんどを含む) いこいの森および小田原西部丘陵公園(県立おだわら諏訪の原公園および小田原フラワーガーデン)並びに上府中公園
市民や来訪者の憩いと安らぎ、レクリエーション活動の場として、特色のある整備を進めるとともに、利用者が快適に過ごすことのできる空間を確保します。
- ・曾我の梅林
曾我兄弟の墓や周辺の寺社などの歴史資源と併せた通年型の自然・文化ゾーンの形成を目指します。



- ・石垣山一夜城歴史公園

歴史的資源を活用し、利用者が快適に過ごすことのできる空間を確保します。

緑と文化の軸の方針

- ・中央公園から、石垣山一夜城歴史公園、辻村植物公園およびいこいの森を経て小田原西部丘陵公園、上府中公園、曾我の梅林および羽根尾史跡公園に至る空間

風致地区に位置付けられた丘陵部の緑地については保全を図ります。

親水空間軸の方針

- ・酒匂川および海岸線沿いの砂浜

御幸の浜の砂浜復元や河川空間の維持・保全等によって、気軽に水にふれあうことができる親水空間の確保を図ります。また、海岸線沿いの風致地区は、その保全を図ります。

「みどり」に関する主な方針

公園・緑地の整備

- ・本市の自然、歴史、文化を生かした個性あふれる整備
- ・身近な公園の確保（借地公園等も視野に入れ整備・充実）
- ・市街地の公園における災害時等の対応検討、街区公園の整備などオープンスペースの確保に取り組み、火災時の延焼防止・避難路を確保
- ・骨格をなす公園・緑地として、「緑と文化の軸」を形成し、風致地区や河川親水空間を併せた緑と水の連携
- ・都市施設等の見直しに伴い、必要となる都市公園の変更

河川の整備

- ・潤いのある自然的空間と親しみの持てる水辺環境を創出
- ・市街地内に流れるかつてのせせらぎや歴史的水路等を復元し、河川を魅力ある都市空間として活用し、自然的景観を生かしたまちなみを形成

自然環境の保全

- ・海岸線

砂浜の回復、レクリエーション利用の取り組みを推進

- ・山地・里山

箱根外輪山に連なる山地・片浦地域の山地を「保全すべき緑」として、良好な自然環境を保全、市民が親しめる自然空間として、地域と連携し活動・学習フィールドとなる里山再生の取り組みを推進等

- ・河川

水辺等の環境保全、市街地に潤いを与える貴重な自然環境として酒匂川・早川等を保全、酒匂川は生物生息・水遊びができるよう環境保全活動を推進および河川敷を市民に親しまれる水辺空間として活用

風致地区の保全方針

- ・風致地区の維持、状況に応じた区域の見直し、小規模な風致地区の決定検討

(3) 小田原市環境基本計画

『良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる持続可能な環境共生都市 小田原』

計画目標年次

目標年次：平成34年度

基本目標

『良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる 持続可能な環境共生都市小田原』

・小田原における「環境共生都市」とは

海、山、川、田畑、里山など様々な環境側面という優れた特性を持つ地域として、まちのブランド向上や活力の向上のためにこうした強みを最大限活用する仕組みが創られている地域の姿

・小田原における「持続可能な環境共生都市」が達成された状態とは

身近な自然環境との共生やごみの排出抑制など循環型社会、クリーンなエネルギーを志向した低炭素型社会につながるあらゆる取り組みが行われている都市のイメージ

基本施策

みどりに関する市の主な取り組み

生態系の保全

・生物の生息環境の保全と再生（希少動物の保護、自然観察会の開催 等）

緑の保全・創出と活用

・森林・里山の保全と再生（里地里山の保全・再生活動支援 等）

・農地の保護（耕作の担い手支援などによる耕作放棄地の解消 等）

・市街地の緑の保全と創出（身近な公園の整備、沿道緑化やオープンガーデンなどの市民の緑化の取り組み支援、行政と地域の協働による公園緑地の整備・維持管理の促進 等）

自然とふれあう場の創出

・水辺環境の保全と再生（川や海の護岸工事における自然の保全と創造 等）

快適な生活環境の保全

・まちの美化の推進（海岸美化推進事業 等）

環境情報の共有と環境保全意識の向上

・環境教育の充実（環境の現況に関する情報公開、学習プログラムやイベントの実施 等）

環境の保全・再生活動の促進

・地域における環境保全・再生活動の促進（市民のボランティア活動参加の仕組みづくり 等）

(4) 小田原市景観計画

景観計画の区域

小田原市全域

景観計画重点区域

小田原の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成がとくに必要とされる区域として、拠点型重点区域3地区（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）、軸型

重点区域2地区（小田原大井線沿道地区、穴部国府津線沿道地区）を設定。

良好な景観の形成に関する方針

理念1 豊かな自然環境と調和した潤いとやすらぎのある景観の形成

理念2 歴史的、文化的資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成

理念3 活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成

市域全域における景観形成（緑に関する主な事項）

景観形成の基本方針

【共通事項】

自然や歴史を守り、伝承する

緑・水などの自然環境を守る

歴史的・文化的資源や印象的な風景を守る

潤いと個性を育てる

身近な緑を増やし潤いを育てる

彩りにより個性を育てる

特性を豊かな空間づくりに活かす

眺望景観を活かす

地域の特性を活かしてまちなみを整える

【類型別】

商業・業務地

シンボルとなる樹木の配置、敷地内や窓辺の緑化の推進、新たな水辺空間の創出などによる潤いのある景観を形成

住宅地

敷地内や窓辺の緑化推進により潤いのある住宅地景観を創出、既存水路の親水性を高め、周囲の緑との調和を図るなど、地域性が感じられ、潤いのある景観を形成

工業地

敷地内や接道部の緑化や修景を図るなど、親しみが感じられる工業地景観を形成

田園

農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いが感じられる田園景観を保全。後背の丘陵、山・山並みと調和した良好な自然景観を保全

丘陵地

まとまった緑地や地域の特徴となっている樹木等の適切な維持により、後背の山・山並みと一体となった緑豊かな丘陵地景観を保全

山・山並み

豊かな自然景観として保全

【構造別】

駅周辺

中心商業業務地は、風格と活力がある商業地空間を形成。副次中心商業地および地区中心商

業地はオープンスペースを確保しゆとりが感じられ地域の顔となるような景観を形成。駅前
は歩道の整備や緑化の推進などにより、快適で楽しい歩行者空間を創出

大規模な緑地・史跡その他文化財の周辺

大規模な緑地は、市街地や集落内の貴重な緑として、適切に保全。大規模な緑地や史跡その
他文化財の周辺では自然の潤いや歴史的なたたずまいを生かすような空間を創出

幹線道路・鉄道およびその周辺

沿道の敷地内の緑化。東海道の面影を象徴するシンボルである国道1号沿道の黒松を適切に保
全。沿道のまとまった緑地は、街路景観にアクセントを与える資源として適切に保全

河川およびその周辺

自然豊かなオープンスペースの軸として、のびやかで開放的な河川景観を形成。水辺環境の
保全・親水性の創出などサイクリングや散歩ができる道づくりを進める。景観の軸を強調す
る資源として酒匂川の黒松を適切に保全

海辺・海岸およびその周辺

松林や砂浜の海岸、自然岩等で構成された特徴的な風致景観を維持。松林や松並木を適切に
保全し、落ち着きがある海浜景観を形成。道路の高架などは海浜景観にふさわしい修景

景観計画重点区域における景観形成

【行為の制限に関する事項】

- ・景観計画重点区域では、建築物および工作物の外観の色彩、建築設備の配置・修景、塀の素材・仕上げ・修景等と併せて、建築物の新築に併せた植栽や花壇等緑化の施設を設けるなど、緑の確保について記載

2. 小田原市のみどりの特性

2.1 みどりの概観

(1) みどりの骨格 ～地形・水系～

- ・本市の西部は箱根連山南部の外輪山に当たる箱根火山地が占め、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯で、中央部に酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南は相模湾に面しています。海、まち、里、森の4つがそろい、それぞれのみどりが形づくられています。

地形のみどり

市域の地形を形づくった箱根火山と酒匂川

- ・南西部は、箱根町と湯河原町の境界に位置する白銀山（993m）を中心に東斜面の聖岳（837m）から急傾斜をなして海に臨み、相模湾岸は断崖となっています。北西部は、明星ヶ岳（924m）を中心として東に傾斜して塔ノ峯、さらに下って八幡山、天神山、多古丘陵等となっています。
- ・大磯丘陵は、不動山（328m）から高山（246m）を結ぶ北西から南東方向の稜線が最も高度が高く、曾我丘陵とも呼ばれています。
- ・低地部の多くは、主として酒匂川水系の諸河川により形成された扇状地性の平野で、山王川や早川沿いなどにも沖積低地が分布しています。これらの低地には、4～10m程度の比高の小さい千代台地、成田から鴨宮付近の鴨宮面、山王川沿いの河成段丘などいくつかの沖積段丘が分布し、地形に変化ももたらしています。

豊かなみどりの骨格を作る山地から丘陵の山林と低地の農空間

- ・山地や丘陵地はほぼ森林に覆われており、山麓は樹園地や畑地に利用され、低地は市街地を除き、内陸側に農地が広がっています。

水系のみどり

山林と海をつなぐ河川空間 ～数多くの中小河川が市域を流れ相模湾へ～

- ・市内には酒匂川をはじめ多くの河川が流れ、相模湾に注いでいます。
- ・酒匂川は源を富士山の東麓に発する全流域面積は582km²、灌漑耕地面積18.6km²で足柄平野の大動脈をなし、市の排水並びに灌漑用水、さらに上流では発電等に利用されています。
- ・早川の源は箱根山の火口原湖である芦ノ湖で、流域面積107.36km²、灌漑耕地面積0.02km²で、灌漑用水以外に上流では発電に利用されています。
- ・その他、国府津地区には森戸川、酒匂川と早川との中間に山王川が、それぞれ灌漑用水として利用され、片浦地区には玉川、水無川、白糸川、橋地区には中村川等が相模湾に注いでいます。

多様な水環境

- ・市内には多くの水路があり豊かな水環境を形成しています。
- ・早川を水源として北条氏が城下町を潤す為に設けたといわれる小田原用水(上板橋～護摩堂川)と同じく早川から江戸時代(18世紀末)に小田原藩により農業用水路として開かれた全長10.3kmの荻窪用水(箱根町塔之沢付近～荻窪)二宮尊徳が掘った排水路の報徳堀など、古くからの用水路や排水路が遺されています。

(2) みどりの種類 ~ 植生 ~

スギ・ヒノキ・サワラ植林、常緑果樹林、水田が顕著

- ・箱根火山地の狩川以南の山地はスギ・ヒノキ・サワラ植林が多くを占め、早川以南の東斜面および狩川と早川に挟まれた低地に面する東斜面は常緑果樹林が多くを占めています。
- ・大磯丘陵の多くは、常緑果樹林が広がるなかにオニシバリ - コナラ群集がパッチ状に分布し、低地に面する丘陵南西側には果樹園が同じくパッチ状に分布しています。
- ・足柄低地は、市街地を除き、おおむね水田およびみどりの多い住宅地となっています。
- ・酒匂川河川敷の多くは、オギ群集、自然裸地がモザイク状に分布し、狩川、早川河川敷の多くはヨシクラスとなっています。

自然植生、比較的 natural 度の高い代償植生が点在

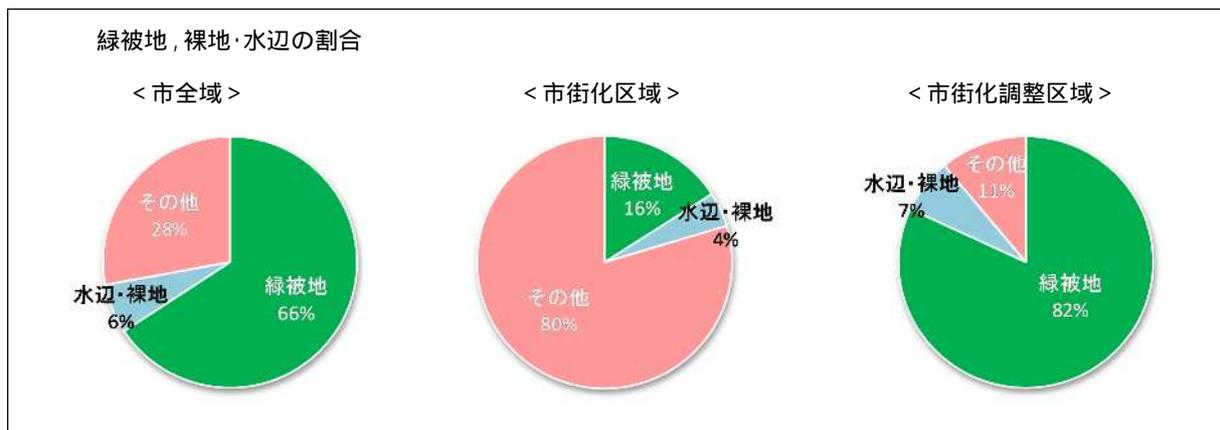
- ・本市西側の箱根火山地には岩角地・風衝地低木群落、ホソバカナワラビ-シフダジイ群集、ウラジロガシ群落、イノデ-タブノキ群集、イロハモミジ-ケヤキ群集などの自然植生が点在しています。
- ・クリ-ミズナラ群集、ハコネダケ群落、クリ - コナラ群集、アカシデーイヌシデ群落、ヤマツツジ-アカマツ群集などの代償植生が箱根火山地に、クヌギ-コナラ群集、オニシバリ-コナラ群集などの代償植生は大磯丘陵に点在しています。

2.2 みどりの量と分布

(1) 市域および区域別の緑被率

本市の緑被地は3分の2、緑被地の大部分が市街化調整区域内に存在

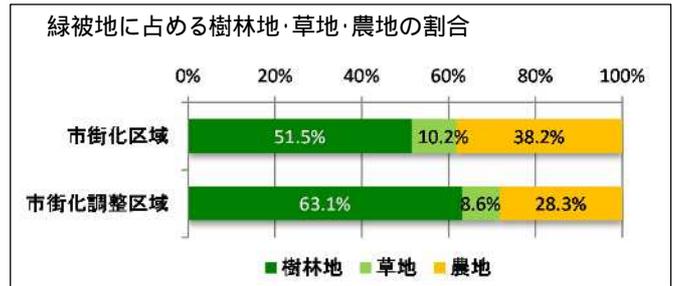
- ・本市の緑被率（樹林地、草地、農地の市域面積に対する割合）は、市域面積の66%を占めています。
- ・このうち、市街化区域の緑被率は16%と低く、市街化調整区域の緑被率は82%となっており、市内全体で緑被地を見ると、市街化区域内ではみどりの量が少なく、市街化調整区域内ではみどりが豊富であることがわかります。
- ・緑被地に裸地、水辺を含むみどりの割合は、市域全体で72%、市街化区域20%、市街化調整区域89%となっています。



(平成26年度実施 現況調査より)

緑被地の半数以上が樹林地、農地が3～4割

- ・緑被地面積に占める各緑地の割合は、市街化区域、市街化調整区域とも樹林地が多く5割を超え、農地は市街化区域38.2%、市街化調整区域28.3%となっています。



(平成 26 年度実施 現況調査より)

緑被地(樹林地・草地・農地)面積と割合

	A. 市域 11,406ha		B. 市街化区域 2,797ha		C. 市街化調整区域 8,609ha	
	D. 面積	区域に対する割合 D/A	E. 面積	区域に対する割合 E/B	F. 面積	区域に対する割合 F/C
㊸樹林地	4,681ha	41.0%	229ha	8.2%	4,451ha	51.7%
㊹草地	650ha	5.7%	46ha	1.6%	604ha	7.0%
㊺農地	2,167ha	19.0%	170ha	6.1%	1,997ha	23.2%
㊻小計(㊸+㊹+㊺)	7,498ha	65.7%	445ha	15.9%	7,052ha	81.9%
㊼裸地	417ha	3.7%	89ha	3.2%	328ha	3.8%
㊽水面	310ha	2.7%	35ha	1.3%	275ha	3.2%
㊾小計(㊼+㊽)	727ha	6.4%	124ha	4.4%	603ha	7.0%
㊿計(㊻+㊾)	8,225ha	72.1%	569ha	20.3%	7,655ha	88.9%

(平成 26 年度実施 現況調査より)

(2) 用途地域別の緑被状況

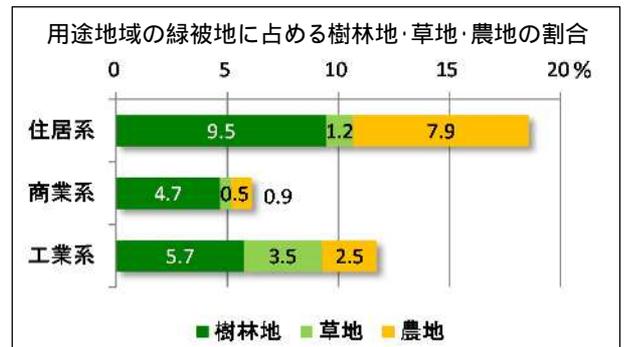
緑被率が低いのは商業系、工業系

- ・用途地域別の緑被率は、住居系18.6%、商業系6.1%、工業系11.7%で、商業系がとくに低くなっています。
- ・住居系の中で緑被率が比較的高いのは第一種低層住居専用地域(29.2%)と第一種中高層住居専用地域(21.8%)で、2割を超えています。後者は市街化区域面積の約2割を占めていますが、前者は1割に満たない面積です。
- ・10%を下回るのは、近隣商業地域、商業地域の2地域で、とくに商業地域は3.7%と低い状況です。
- ・工業系は、工業専用地域が上記の住居系2地域に次いで高く、17.3%を占めています。

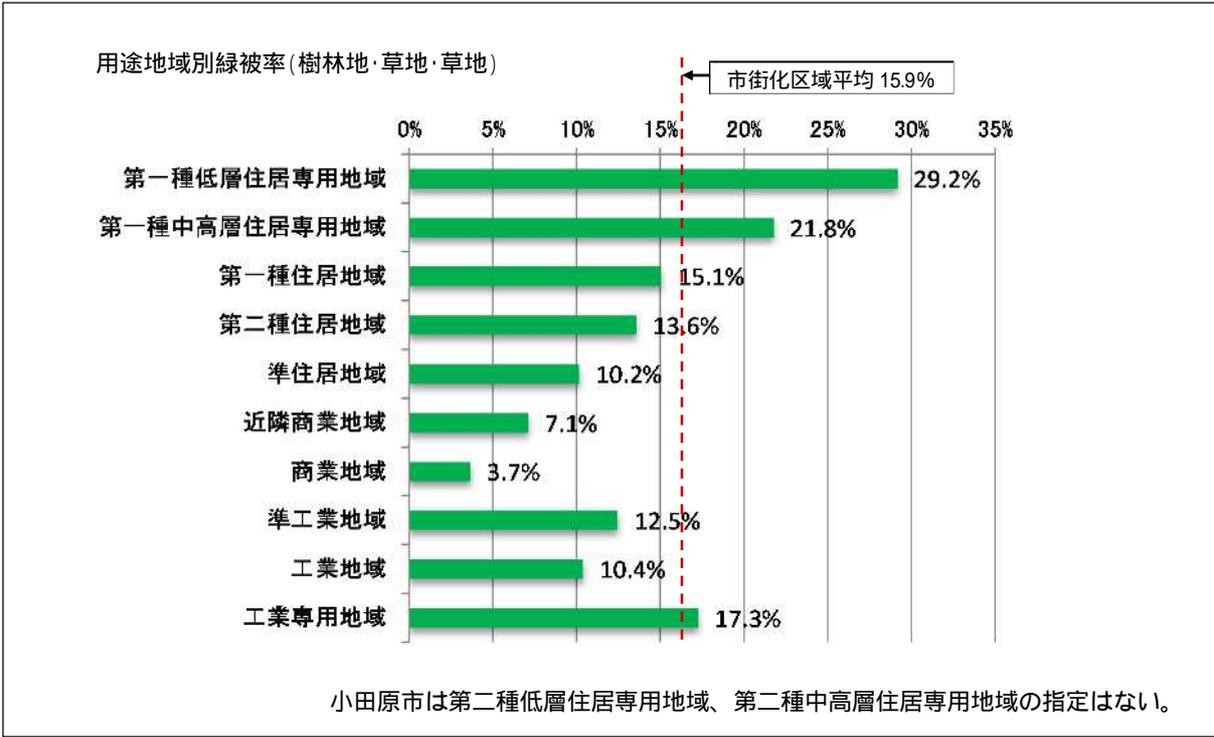
用途地域別緑被率

	地域面積 (ha)	市街化区域面積に占める割合	緑被率
住居系用途地域	1,937	69.3%	18.6%
商業系用途地域	283	10.1%	6.1%
工業系用途地域	577	20.6%	11.7%

(平成 26 年度実施 現況調査より)



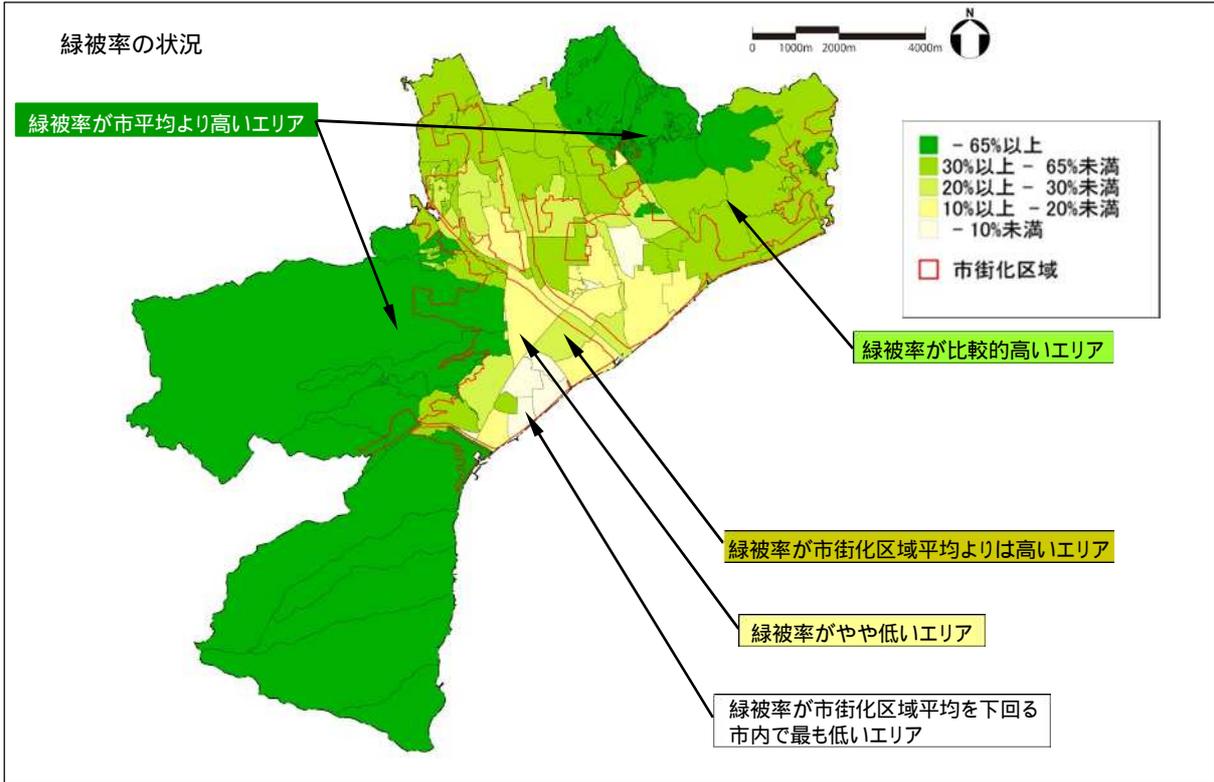
(平成 26 年度実施 現況調査より)



(平成 26 年度実施 現況調査より)

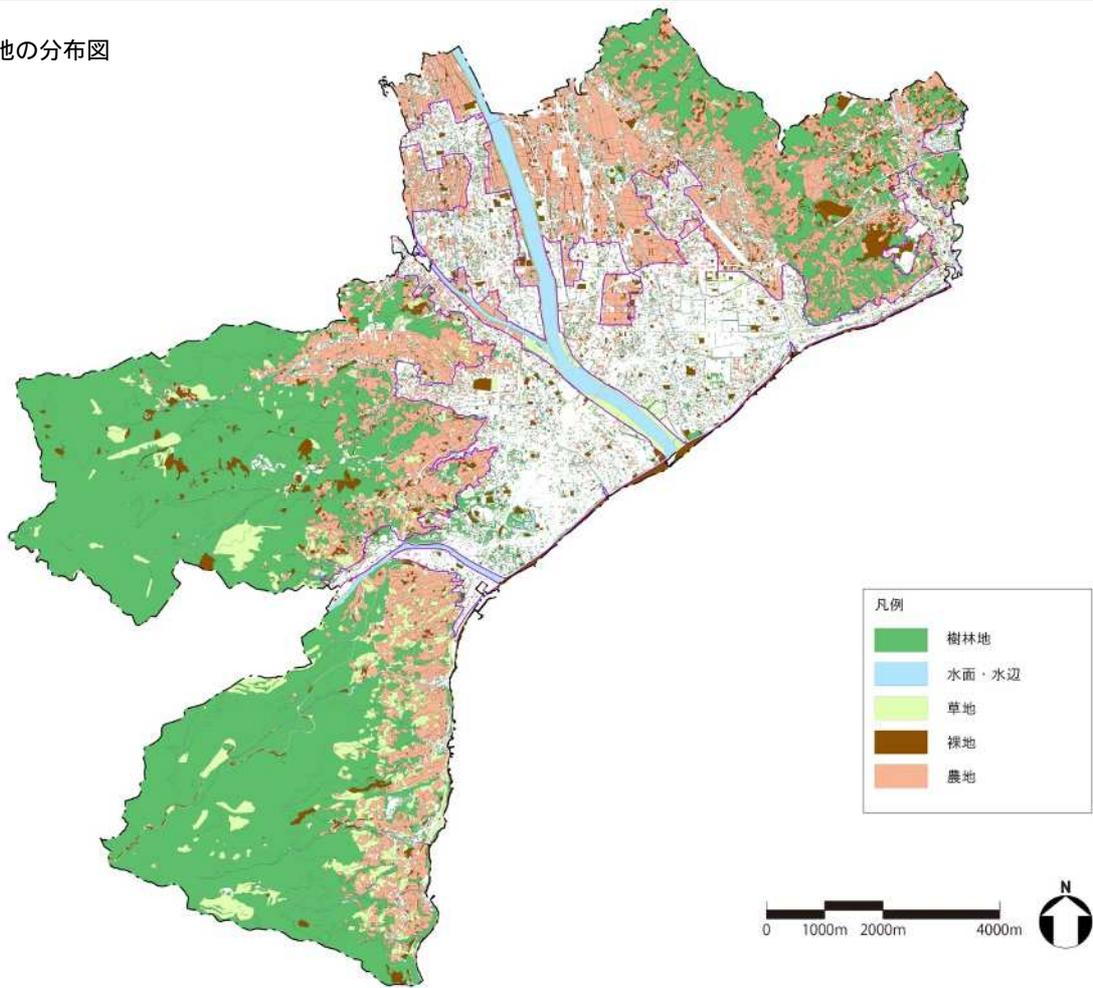
(3) 緑被地の分布

- ・本市南西部の山地と北東部の丘陵が市平均緑被率の65%を上回り、そこに接するエリアが30%以上65%未満と高い割合となっています。
- ・小田原駅南側の古くからの市街である栄町・中町・浜町・本町や、鴨宮北東側の工場や商業施設等が集積する中里などが10%未満と低い割合となっています。
- ・そのほか酒匂川兩岸の扇町・東町や中新田・南鴨宮、酒匂・小八幡などの地区、狩川と酒匂川に挟まれた蓮正寺付近が、緑被率が20%未満とやや低い地区です。



(平成 26 年度実施 現況調査より)

緑被地の分布図



(平成 26 年度実施 現況調査より)

注1) 緑被地抽出の最小単位は25㎡。

注2) 緑被地の区分は以下の5区分とする。

1. 樹林地：樹木で覆われた土地。
2. 水面・水辺：河川、池、沼、水路
3. 草地：公園、グラウンド、校庭、河川敷、堤防、工場、ゴルフ場等の芝生地。ススキ、ササ等の草地。(造成中の宅地等で一時的に草地化したものは含めない。)
4. 裸地：植物や建築物等に覆われておらず、土がむき出しになっている場所。土のグラウンドや校庭、空地、造成中の土地。
5. 農地：水田、畑、果樹園等の農耕地および休耕地。

2.3 みどりの資源

(1) 生物の生育・生息環境を育むみどり

多様な生物生息環境

- ・本市は、相模湾に面する海岸から標高 1,000m弱まで低地、台地、丘陵、山地と多様な地形からなり、森林、田・畑、水面、河川敷、草地、相模湾、砂浜・断崖など、変化に富んだ地形と水環境、さらに温和な気候に恵まれ、豊かな生物多様性を育む環境を有しています。とくに、生物多様性保全の観点からの中核地区となりうる森林、回廊地区となりうる河川・水路が豊富に存在しています。

市街地には少ないまとまった樹林地（0.1ha 以上）

- ・本市市街地では緑地の縮小、分断化が進行し、動植物の生息地、生育地となる緑地の多くが孤立化しており、都市における動植物種の絶滅や減少が懸念されます。
- ・また、「孤立樹林地内の植物種数の急激な減少を避けるための最小規模」や、「生息している鳥類種数の急激な減少を避けるための最小規模」である0.4haを上回る樹林地は、市街地内には城山、板橋、南町、多古、酒匂などに点在する程度となっています。

鳥獣保護区

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、箱根町との行政界に近い早川沿い、石垣山、いこいの森一帯、酒匂川に鳥獣保護区が指定されています。

本市における保護上重要な生物

- ・市内を流れる酒匂川は、数少ないコアジサシの集団営巣地とされ、平成7年にコアジサシを「市の鳥」に制定、平成9年に小田原市緑と生き物を守り育てる条例に基づき、「コアジサシの郷」を「野生の生き物保護区」に指定しました。
- ・コアジサシは、繁殖地の劣化や哺乳類や大型鳥類などの外敵などにより、繁殖が難しくなっており、市では市民協働の保護事業として、「市の鳥・コアジサシの郷づくり」を進めています。
- ・酒匂川流域に広がる水田地帯の用水路に神奈川県内で唯一、20年来変わらぬ遺伝子を持つ固有のメダカが野生の状態で生息しており、平成13年にメダカを「市の魚」に制定、平成23年に同条例に基づき、「酒匂川水系のメダカの生息地」を「野生の生き物保護区」に指定しました。
- ・本市は、童謡「めだかの学校」の発祥の地でもあり、市では平成8年5月に童謡の舞台となった荻窪用水に「めだかの学校」を開校し、メダカが生息できるような環境づくりを始めました。平成11年より、メダカのお父さんお母さんになってメダカを増やす取り組みを実施しており、市民や小中学校などにメダカを配布し、飼育を通して、種の保存を図りながら自然保護意識の高揚を図っています。
- ・神奈川県レッドデータブックでコアジサシは、絶滅危惧 類、メダカは絶滅危惧 A類に、環境省のレッドデータリストではともに絶滅危惧 類に区分されています(平成18年7月現在)。

(2) 歴史的文化的な資源と一体のみどり

古代以前 ~ 久野に見られる円墳 ~

- ・本市に人が住んだ最も古い痕跡として旧石器時代の遺跡が確認されているほか、縄文人の高い技術がうかがえる漆塗り製品を出土した羽根尾貝塚や関東地方最古の本格的弥生時代集落の中里遺跡が発見されています。古墳時代の古墳群も数多く存在し、現在、県内最大級の円墳である久野1号古墳などがみどりに包まれた姿で確認することができます。

中世・近世 ~ 歴史の表舞台に登場、城郭や神社仏閣の建立により遺されたみどりの資産 ~

- ・12世紀初頭の源頼朝と平家方の大庭景親らとの合戦場となった石橋山、16世紀後半の中世最大規模の城郭と言われる小田原北条氏が造営した小田原城総構、石垣山一夜城とも言われる豊臣秀吉が小田原城包囲のために築いた関東初の本格的な総石垣の石垣城などの史跡が知られています。
- ・15世紀末期以降、北条氏一門や大久保氏等やその家臣、商人等によって多くの神社仏閣が建立されました。これらの神社仏閣の境内に植栽された樹木の多くが市街地の貴重なみどりとなっています。
- ・早川を水源として北条氏が城下町を潤す為に設けた上水道小田原用水(上板橋~護摩堂川)、江戸時代(18世紀末)に小田原藩により農業用水路として開かれた、全長10.3kmの荻窪用水(箱根町塔之沢付近~荻窪)があり、後者は平成17年度に疏水百選(農林水産省)に選定、平成23年度には日本土木学会推奨土木遺産に認定されています。

近代以降 ~ 政財界人・文化人が注目した交通の要衝と風光明媚な土地 ~

- ・東海道本線や馬車鉄道が開通して交通の要衝となり、海岸リゾートのための旅館の開業や、伊藤博文、山縣有朋、益田孝などの政財界の別荘・別邸がその庭園とともに数多く建設され、茶人、文人等の著名人の往来が盛んな地として知られ、その一部が板橋地区や南町などに遺されています。

みどりと一体の文化財

- ・市内には、指定文化財として、縄文時代から昭和に至るまでの史跡14件、天然記念物26件、建造物15件、有形民俗文化財4件があり、みどりと一体となっているものも数多くあります。国登録有形文化財の建造物が14件、本市選定の「小田原市ゆかりの優れた建造物」4件があり、その多くが庭園を備えています。そのほか日本造園学会による「造園遺産」に2件、「日本歴史公園百選」に4件選定されています。

地域の豊かな自然や歴史・文化の象徴として育まれてきた樹木

- ・環境省の巨樹・巨木林調査によると、市内には、「地上から130cmの位置で幹周(幹の円周)が300cm以上の樹木」が107か所(単木55か所、樹林51か所、1か所不明)があります。樹種はクスノキが最も多く36か所におよび、次いでケヤキ18か所、イチョウ16か所で、もっとも樹高が高いのは、城山地区の光円寺のイチョウで40mです。
- ・公園などに位置する樹木もありますが、大半が社寺境内にあり、社寺とともに守られてきた樹木といえます。

(3) 暮らしに身近な憩いのみどりと交流のみどり

海～山の多様なレクリエーション資源

- ・相模湾に面し、南西が箱根外輪山に位置する本市は、城下町をベースとする都市型の観光レクリエーションだけでなく、市全域にわたって海、里、山の多様な観光レクリエーション資源が点在しています。
- ・また、古代から昭和にわたる歴史的文化的な資源、四季の花の観賞、農産物水産物の味覚、郊外・山間の自然の中での野外体験など、多彩な憩いの場、交流の場、体験等の場が設けられています。

資源分布状況

- ・市街地
中心部の小田原城址を中心とする歴史や文化、南町～板橋一帯の別荘・邸園を中心とする明治以降の歴史的文化的な資源に加え、公園緑地や運動場、野球場、テニスコート等の市の体育施設などが市街地に数多く整備されています。
- ・郊外の田園地帯
栢山の二宮尊徳、曾我谷津の曾我兄弟、早川の古戦場の歴史や、片浦などの市民農園、みかん・ブルーベリー等の観光農園があります。
- ・山間部
野外生活体験やウォーキングルートなど、自然体験、歴史探訪、健康づくりなどの場となっています。
- ・海浜
海水浴場として利用されている御幸の浜と江之浦があり、御幸の浜は市街地に接しています。

小田原固有の資源

本市の特徴ある観光レクリエーション資源として、次の資源があげられます。

- ・市街地に位置する小田原城址を中心とする中世～江戸の史跡や復元施設
- ・市街地外縁に位置する明治～昭和にかけての邸園など歴史的文化的な資産
- ・小田原城天守閣、富士山の二大ランドマーク
- ・郊外に広がる東部の梅林、西部の樹園地
- ・酒匂川、狩川、早川、山王川、中村川などの河川をはじめ、数多くの水路網
- ・豊かな樹叢や庭園をもつ数多くの神社仏閣

(4) 郷土のみどり景観と新たな都市の景観

景観構成と特性

- ・本市の景観は、市街地景観、海浜部景観、田園景観、山地景観に大別されます。これらを河川景観が貫き、市街地では道路の街路樹景観が連続したみどりを形成しています。
- ・本市の特徴的な景観の一つは、市街地、海岸部、田園、山地のそれぞれを結ぶ見晴らし景観で、市街地から田園や山地の景観、田園から山地の景観、山地から市街地や田園の景観を望むことができます。本市特有の見晴らし景観として小田原城と富士山が特徴的です。

- ・市街地内の斜面緑地や古くからの神社仏閣の豊かな樹林および巨樹、明治から昭和に建てられた屋敷や屋敷跡を活用した公共施設の邸園も特徴の一つです。

市街地景観

- ・中心市街地の景観は全体として潤いに乏しいなか、みどりのシンボルとなっている城址公園、その他公園がまちなかのみどりの景観要素として大きな位置を占めるとともに、寺社がみどりのスポットとなっています。また市街地背後に丘陵・山地のみどりのスカイラインが形成され、要所要所から望めるみどりの連なりが視覚的に潤いをもたらす景観となっています。
- ・周辺市街地の住宅地景観は、中心市街地に比べると庭のみどりが豊かで、比較的境内の大きな寺社があり社叢林に恵まれています。

海浜部景観

- ・海浜部は、西湘バイパスが縦断し、市街地前面は砂浜や漁港の景観で、片浦は断崖となっています。
- ・南町付近はみどり豊かな住宅地、早川以南は崖線が海に迫る樹園地、橘地区はみどりの丘陵景観が海岸線に迫ります。しかしながら、国道1号の酒匂川～国府津間においては、ところどころに松並木が残るものの、概してみどりが少なく潤いに乏しい景観となっています。

田園景観

- ・田園の集落景観は屋敷林、生垣、庭木、社叢林や、広大な水田、縦横に流れる水路、畑・樹園地などの農地の景観が広がっています。
- ・早川以南の樹園地と曾我の梅林等の景観は本市特有の景観を形成しています。

山地・丘陵景観

- ・山林は、森林の景観が広がり、針葉樹林、広葉樹林、混交林など多様な景観をもっています。

河川・水路景観

- ・スケールの大きい酒匂川、まちの親水空間となっている山王川や狩川、渓谷をつくる早川、住宅地を流れる荻窪用水など多様な水辺の景観が形成されています。

道路のみどり景観

- ・市街地の主要道路沿いに街路樹が整備されていますが、良好な街路景観を形成しているところは少ない状況です。

(5) まちを支えるなりわいのみどり

森のみどり

市の外周をおおう森

- ・現在、森林面積は4,264haで森林率は約37%。県内19市の中では、南足柄市、相模原市、秦野市、逗子市に次ぎ、伊勢原市と並んで5番目に高い森林率です。
- ・民有林が99%を占め、うち私有林は56.8%で、県有林29.0%、市有林5.4%、財産区等有林8.1%と公有林の割合が比較的高くなっています（平成26年10月現在）。民有林はスギ、ヒノキ、マツの人工林が多く、とくにヒノキが多く、人工林の65%を占めています。天然林は3割でほとんどが広葉樹林です。

- ・人工林は9齢級以上の林が85%と、高齢級に偏ってきていますが、木材需要の低迷や、林業等森の管理の担い手不足などが相まって林業生産活動は全般に停滞気味で、手入れ不足の林が多く残り適正な保育管理が緊急の課題となっています。
- ・森林が有する水源涵養、土砂災害の防止等公益的機能の発揮の点からも、森林の健全な管理育成が重要です。

森林の多面的な機能

- ・5つの公益的機能を図るための森林経営を推進すべき森林の区域を設定しています。

公益的機能の維持増進を図るための森林経営を推進すべき森林（小田原市森林整備計画書）

公益的機能	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進	3,649
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進	456
快適な環境の形成の機能の維持増進	108
保健文化機能の維持増進	62
木材の生産機能の維持増進	3,377

農の緑

梅・みかん・水稻中心の農業

- ・本市の農業は、梅やみかん、水稻に代表されます。梅林は北東側の曾我一帯を中心とし、みかんは箱根山東斜面の片浦や早川、東部の田島や国府津を中心に栽培され、北西側の低地には広大な水田が広がり、市街地を取り巻く田園空間を構成しています。

農空間の多面的な機能等

- ・都市住民や消費者に、より直接的な交流を行う農業生産関連事業を行っている農家は約半数に上ります。農産物の加工や直売以外に、観光農園などが多く、とくに片浦や早川など市西部で盛んです。

耕作放棄地

- ・耕作放棄地は、農地面積の約7%、170ha台で推移しています。耕作放棄地のうち、再生利用が可能なものは2割強で、7割以上が「再生利用が困難と見込まれる」とされています。
- ・耕作放棄地のある経営体は、片浦、早川、下中が多くなっています（2010世界農林業センサス）。

農地転用の状況

- ・農地転用面積は平成元年の29haをピークに下降していましたが、平成19年の5ha以降、ここ数年10ha前後の転用が続いています。その多くは一般住宅用地です。

(6) 都市環境の負荷を和らげるみどり

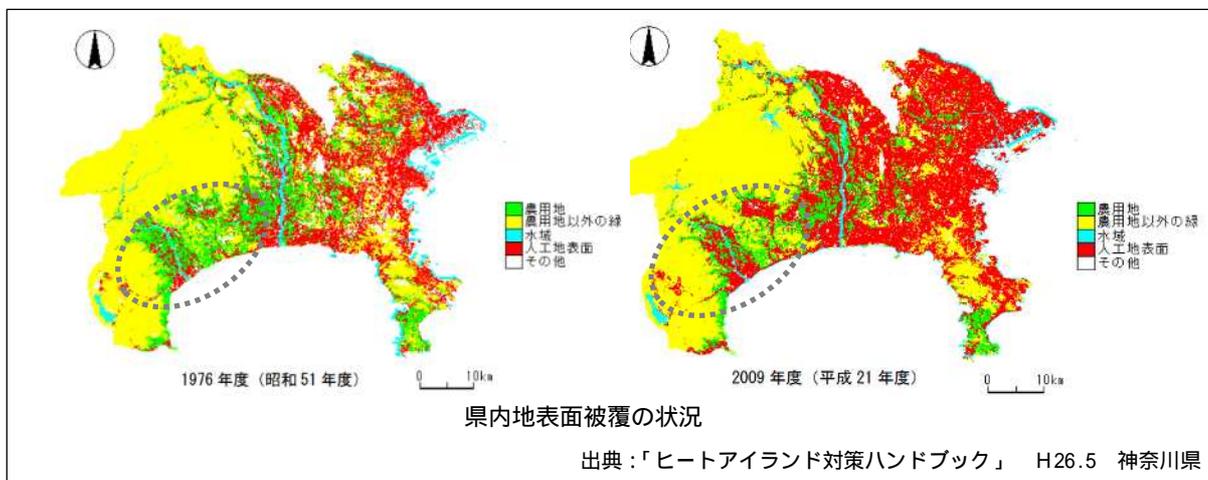
市街地の気温上昇を抑制するみどり

- ・水田の水面からの水分の蒸発や作物の蒸散により冷やされた空気は周辺市街地の気温上昇を抑える効果もあります。また市街地の温暖化の緩和には、山林と海岸を結び市街地を通る河川や道路に冷涼な空気と呼び込む風の道を形成することが有効です。本市には都市環境の負荷を和らげる農地や山地・丘陵の森林や河川が存在しています。

ヒートアイランド現象

- ・市街地では年平均気温が上昇し、真夏日や熱帯夜の日数が増加するなど、地球温暖化の現象が

現れています。ヒートアイランド現象の主な原因の一つとして、地表面被覆の人工化があげられています。地球規模の温暖化問題に対し、市街地においても樹木の蒸散作用や日射の遮蔽効果のほか、大気汚染軽減・空気清浄効果、騒音低減効果など、快適環境を形成する機能を発揮するようみどりの良好な維持・管理・創出が必要です。



(7) 都市と生活を守るみどり

災害発生警戒等の区域

- ・山地や丘陵が市街地に接する本市では、法に基づき災害発生の警戒が必要な区域が、以下のとおり指定されています。

防災等規制区域

指定区域名称	指定主体	根拠法
・急傾斜地崩壊危険区域	神奈川県	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
・砂防指定地	神奈川県	砂防法
・土砂災害警戒区域等	神奈川県	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
・土砂災害危険箇所	神奈川県	同
・土石流危険渓流	神奈川県	同

- ・風水害対策計画としては、神奈川県において災害に強い森林づくり、河川改修（護岸改修、砂防強化）小田原漁港海岸における人工リーフの整備等を行っています。

公園緑地の役割

- ・市内の公園のうち12公園について、次のように地域防災計画で位置づけられています。このほか地域届出による一時避難場所のうち街区公園が50公園程度選ばれています。

地域防災計画における位置づけ

	公園名	用途
総合公園等	上府中公園	ヘリコプター臨時離着陸場、集中備蓄倉庫、応急仮設住宅候補地、陸上自衛隊広域応援活動拠点
	小田原こどもの森公園わんぱくらんど	応急仮設住宅候補地
	小田原フラワーガーデン	応急仮設住宅候補地、風水害等避難所（土砂災害時一時避難施設）
	城山公園（城山陸上競技場）	ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅候補地
	城址公園	コンテナ型防災倉庫
広域公園	おだわら諏訪の原公園	応急仮設住宅候補地、風水害等避難所（風水害等一時避難施設）、広域避難所2次施設

	公園名	用途
街区公園	南町なぎさ公園	コンテナ型防災倉庫
	万年公園	コンテナ型防災倉庫
	河原公園	応急仮設住宅候補地、飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所
	南鴨宮新田公園	応急仮設住宅候補地
	南鴨宮富士見公園	応急仮設住宅候補地、飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所
	酒匂浜公園	飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所

(平成 27 年 5 月 小田原市地域防災計画 資料編より)

3. 小田原市のみどりに対する市民の意識と意向

- 調査対象：無作為抽出による小田原市民（20歳以上）1,000名。なお、地域別人口の割合で抽出
- 実施方法：郵送によりアンケート調査票を送付、返信用封筒で回収
- 調査時期：平成26年9月4日～平成26年10月10日
- 回収状況：回 収 数=212件 （回収率=21%）
有効回答票=209票 （無記入返信3票を除く）

3.1 身近なみどりに対する評価

(1) 住まいの周りの“みどり”に対する関心と評価

○みどりへの関心

・「①関心がある」「②少し関心がある」を合すると、9割以上が「関心がある」と回答しています。

○みどりの量の変化

・みどりが「①減ってきた」「②量は変わらないが荒れてきた」「③量が減っている上に荒れてきた」と、7割近くの人が量と質が悪化していると感じています。

○みどりの現状

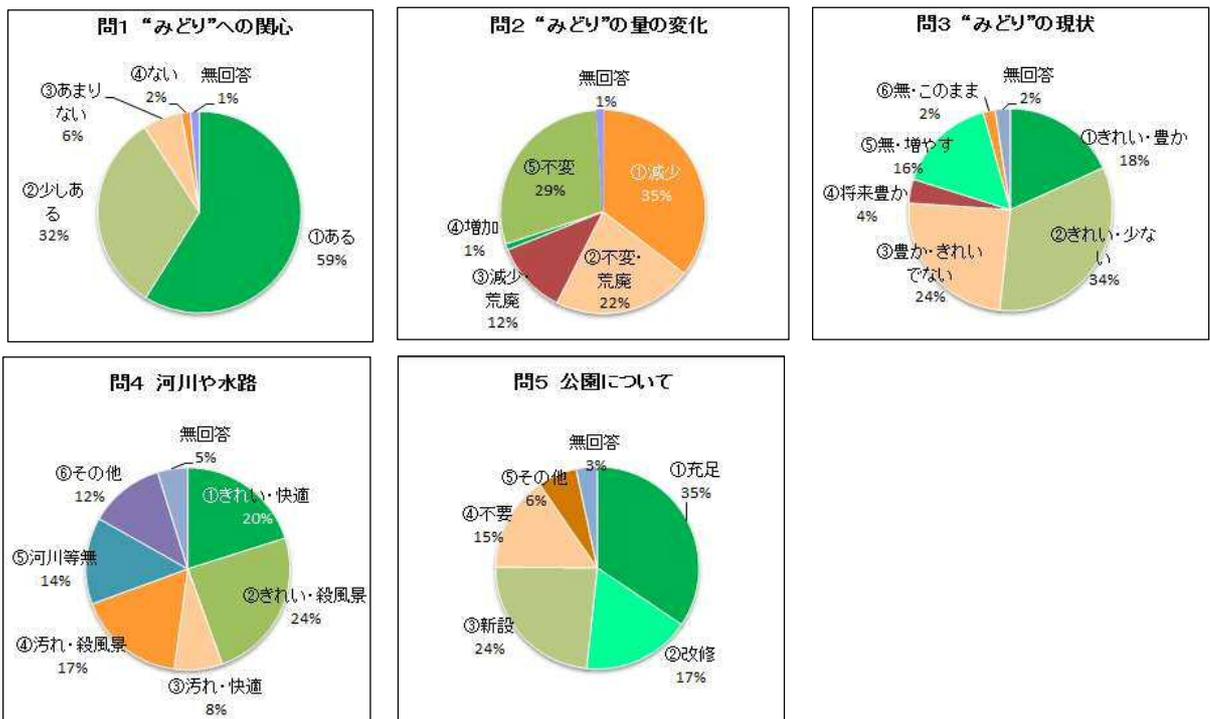
・みどりは「②きれいだが、量的に少ない」「③たくさんあるが、きれいだと思わない」と、6割近い人が量か質に不満を感じています。

○河川や水路

・河川や水路は「①②きれい」という人が半数近い一方、「②木や草花がなく殺風景」「④汚れていて殺風景」と感じる人が4割を超えています。

○公園について

・公園は「①充足している」という人が約3分の1を占める一方、約4割の人が、「③新設」ないし「②改修」を希望しています。



(2) 小田原市のみどりの印象

○好きな場所とその理由

- ・最も多くの人が好きなお場所としてあげたのは、種類別では野外や野外レクリエーション施設（国府津山、久野、いこいの森等）、次いで公園・広場、公共施設、道路、河川・海辺、社寺の順でした。
- ・個別の施設名では、約7割と群を抜いて人気が高かったのは「城址公園（周辺を含む）」で、次いで小田原フラワーガーデン、上府中公園と、上位3位は公園が占めました。「季節の花が楽しめる」「みどり豊か」「景色がよい」「管理がよく安全できれい」、「他ではできないレクリエーションができる」などの点が評価されています。

○嫌いな場所とその理由

- ・嫌いな場所は、好きな場所とは異なり、どこかに集中することがなく分散しています。嫌いな理由は、「樹木が少ない」「殺風景」「雑然としている」「さびれている」といった景観や活気、「ゴミ、糞、雑草、落葉など」で「汚い、臭い、不衛生」といった不快・不衛生な点があげられました。

○改善したい場所とその理由

- ・改善したい場所は公園、河川・水路、道路、駅・駅周辺があげられ、みどりと関連する理由としては「殺風景」「ゴミや汚れている」「みどりが少ない」などがあげられました。

○案内したい場所、四季や歴史や文化を感じる場所

- ・市外の人を案内したい場所、四季を感じる場所、歴史や文化を感じる場所はいずれも「城址公園」がトップで、改めて市のシンボルとなっていることが確認されました。
- ・「四季」も「歴史や文化」も「市内」については数か所の場所に集中する一方、「身近」で感じる場所はいろいろなところに分散しており、地域のさまざまところで四季や歴史や文化のみどりを感じていることがうかがえます。

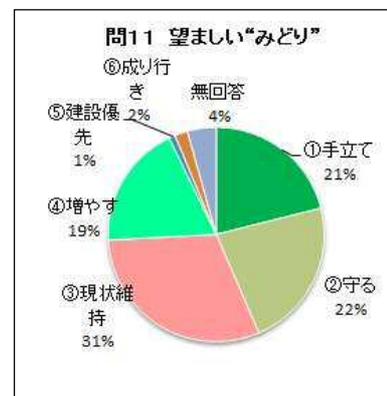
3.2 小田原市のみどりの取り組みに対する意向

○望ましいみどりの取り組み

- ・本市の“みどり”について、「③少なくとも現状のみどりの質や量を維持」が最も多く3割を占めましたが、「①荒れないような手立て（質の維持）」、「②減らないように積極的に守る（量の維持）」、「④まちなかのみどりを積極的に増やす（緑化）」はほぼ同数の2割内外なので、合すると6割の人が何らかの手立てをすべきと考えています。

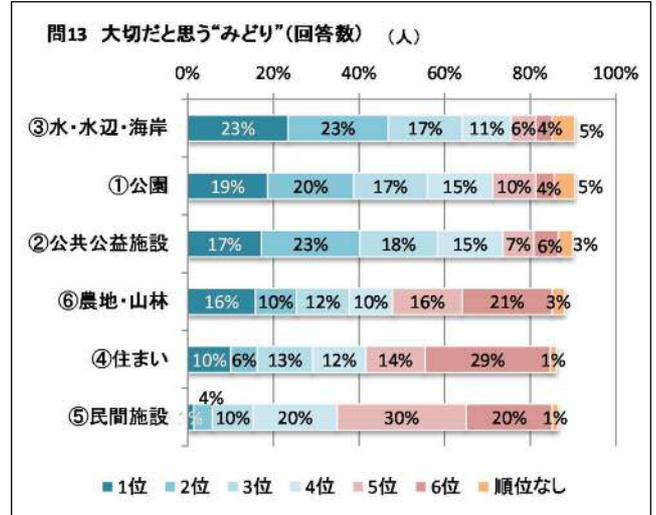
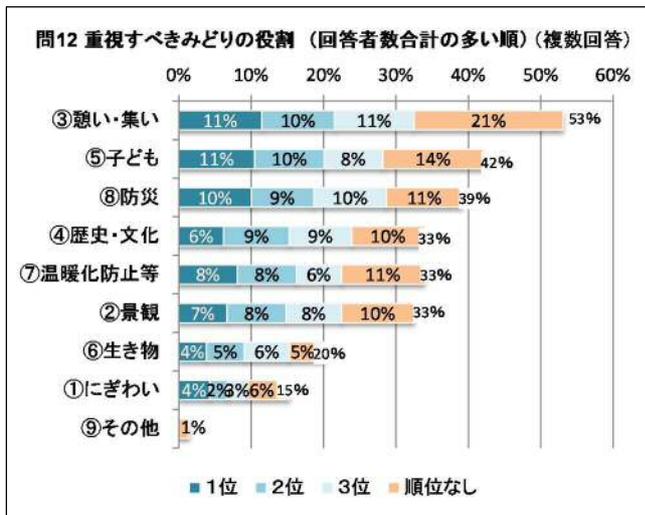
○重視すべきみどりの役割

- ・最も多かったのは「憩い・集いのみどり」で、半数を超えたのはこの項目のみでした。次いで「子どもたちの遊び場としてのみどり」、「防災に役立つみどり」となっています。



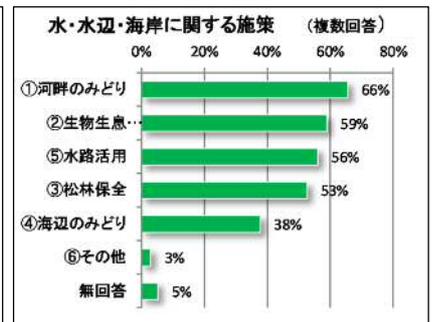
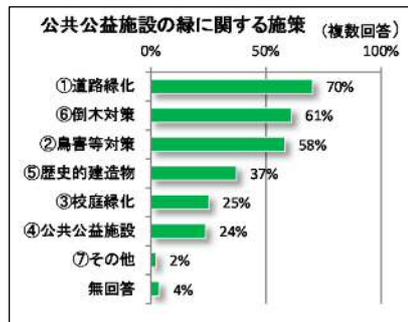
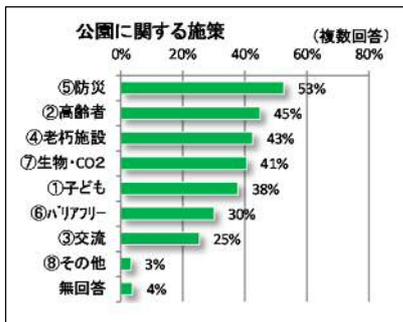
○これからのまちづくりに大切だと思うみどり

- ・1位にあげた人が最も多かったのは「水・水辺・海岸」で、4分の1近くを占めています。2番目に1位が多いのは「公園」、3番目「公共施設のみどり」でした。



○重要だと思うみどりの取り組み

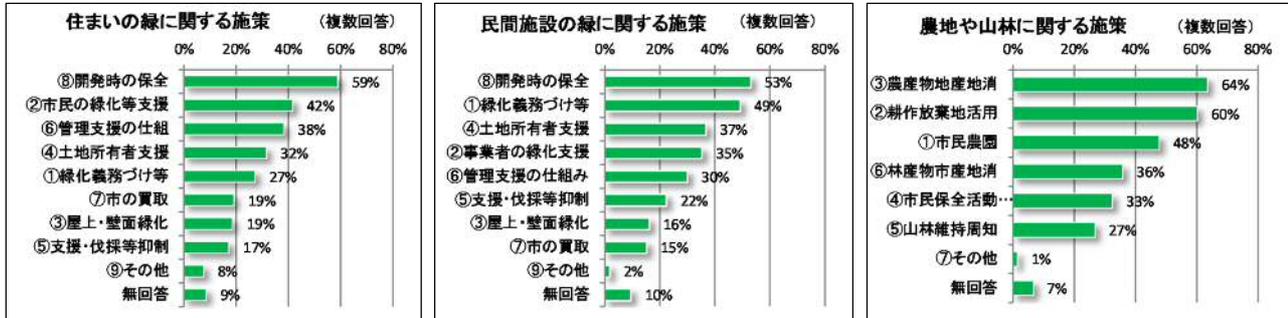
- ・公園：最も多かったのは「⑤災害時の避難場所等（防災）」、次いで「②まちなかに高齢者の休める公園（高齢者）」、「④老朽化した公園施設の改修（老朽施設）」でした。大規模災害への対応や高齢化社会、安全などへの関心がうかがえます。
- ・公共施設：最も多かったのは「①街路樹や花壇づくり（道路緑化）」で、次いで「⑥倒木の危険への対処（倒木対策）」、「②鳥糞などの街路樹対策（鳥害等対策）」で半数以上が重要としています。まちなかの豊かなみどりの創出と併せ、やはり安全性への関心の高まりがうかがえます。
- ・水・水辺・海岸：最も多かったのは「①市民が安全に親しめる場所を増やす（河畔のみどり）」、次いで「②多様な生き物が住める水辺と一体のみどり（生物生息）」、「⑤歴史資源の水路をまちづくりに生かす（水路活用）」で、半数以上が重要としています。重視すべきみどりの役割では6番目であった生き物の生息環境に関する項目が2番目に上がっており、水辺空間における生物生息環境への関心が高いことがうかがえます。



- ・住まいのみどり：最も多かったのは「⑧開発事業者が宅地化する際、屋敷林等を残す制度（開発時の保全）」です。2番目は緑化についての「②緑化や花壇づくり等を行う市民支援（市民の緑化等支援）」、3番目は民有地のみどりを守る取り組みの「⑥市民ボランティアによる屋敷林管理支援の仕組み（管理支援の仕組み）」でした。
- ・民間施設のみどり：最も多かったのは、「⑧開発事業者が宅地化する際、社寺林等を残す制度（開発時の保全）」、2番目は緑化についての「①市街地の商業施設等の緑化の義務付け等（緑化義務づけ等）」、3番目は社寺林等のみどりを守る取り組みの「④社寺林の土地所有者の支援」

(所有者支援)」で、住まいとほぼ同様の傾向を示しています。

- ・農地や山林： 「③農産物の産地地消を推進」が最も多く、次いで「②耕作放棄地の緑地としての活用（緑地活用）」で、この2つは6割以上が重要としています。3番目に多いのが「①市民農園を増やす（市民農園）」でした。全般に農地に比べ山林の施策に関する関心が低い結果となっています。



- ・みどりの大切さのアピールや守り育てる活動の普及など： 「③環境教育の推進（環境教育）」、「④みどりを育てるやり方の普及」、「①“みどり”の大切さのアピール」(61%)が、それぞれ6割を超えています。
- ・ふるさとみどり基金： 「まったく知らない」が過半数を占めています。「募金したことがある」、「知っているが募金したことがない」はともに1割未満でした。基金のことを知っているが「使い道を知らない」という人も2割でした。
- ・みどりにかかる財源： 「①ふるさとみどり基金のPR」が最も多く、次いで「③緑化イベント実施などによる啓発と募金」、「②公共施設にふるさとみどり基金の募金箱設置」と、啓発・募金が多数を占めました。



3.3 みどりに関する市民の取り組みの現状と今後

○市民の現状の取り組み

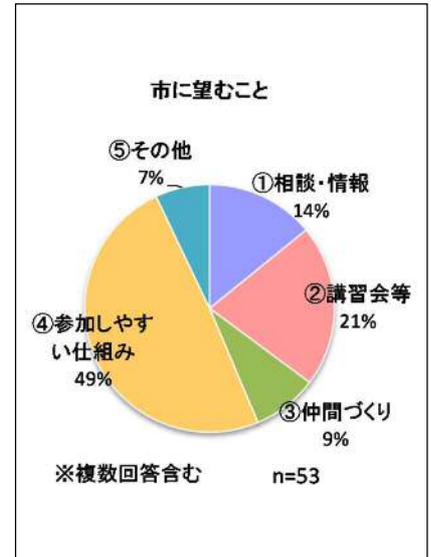
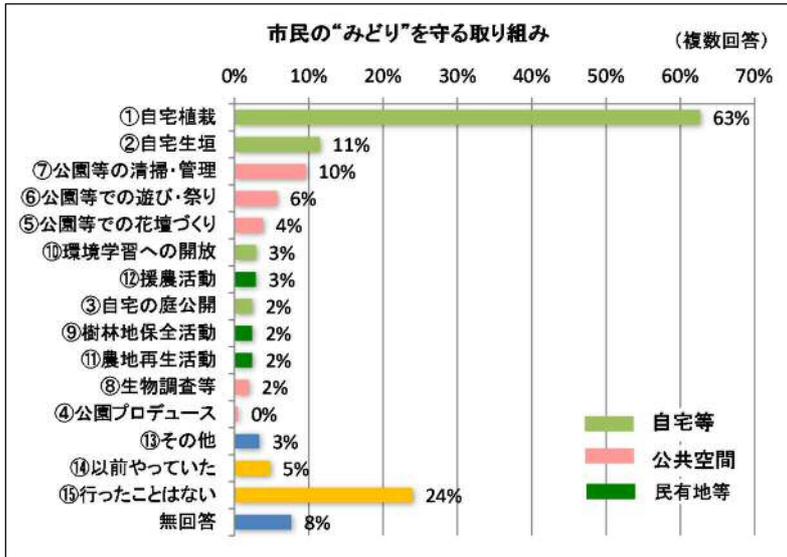
- ・市民が行っているみどりの取り組みで多いのは、自宅や自分の事務所等での「庭に木や花を植栽」や自宅の「塀の生垣化」です。公共的な空間では、少数ですが「公園、樹林地、田んぼなどでの清掃や維持管理活動」「公園などで子どもたちのグループを遊ばせたり、お祭りを開催」をしているという回答がありました。

○今後取り組みたいこと

- ・これから取り組みたいこととしては「援農活動」が多く、そのほか「公園などでの花壇づくり」「農地再生」など、自宅や自分の事務所以外への関心が高くなっています。

○取り組みにあたっての市への要望

- ・取り組みにあたって市に望むことは、「だれでも参加しやすいしくみづくり」が半数以上で、次いで「講習会などの開催」、「相談窓口や情報の提供」となっています。



3.4 子どもとみどり

小田原市の未来を担う子どもたちに期待すること、また、子どもたちが心身ともに健康に育つために“みどり”がどのようにあるべきかを聞いたところ、107人より回答がありました。

○子どもたちのことを考えたまちづくり

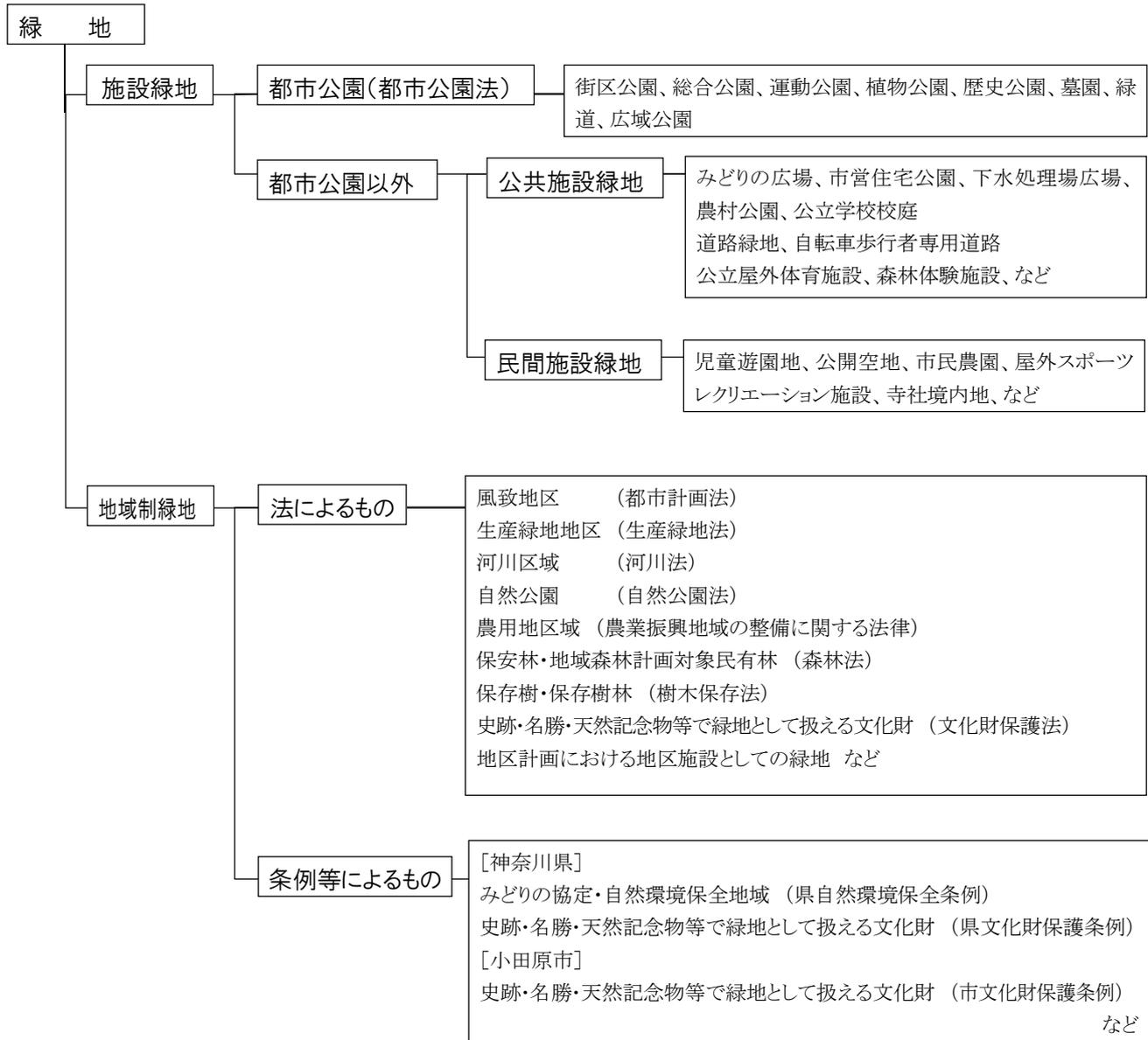
- ・「子どもたちにみどりの大切さなどを知ってほしい」「みどりから地球環境問題への意識」など、子どもたちに対する「みどりの教育」に関係するものが22件、学校でのみどりの教育、体験を行ってほしいという意見が7件ありました。
- ・とくに「農業体験を通じて食育を学んでほしい」などが6件、子どもたちに「花壇づくりや草取り、植林などの活動を行ってほしい」などの「みどりの活動」関係が3件ありました。

○子どもたちのための小田原市の“みどり”のあり方

- ・「豊かなみどりの中で子どもたちが育ってほしい」とする「身近なみどり」に関連する意見が5件、子どもが外でのびのび遊べるみどり「日常的にみどりにふれあい、体験できる場」など「外遊び」に関する意見が11件、「動植物など自然とふれあえる場」「生態系の学べる場」など「身近な自然・生き物」に関する意見が11件ありました。

4. 小田原市のみどりの取り組み

本計画で対象となる本市のみどりは次のように分類されます。



4.1 都市公園

○本市の都市公園の整備水準は標準より低い

- ・本市における都市公園は147か所、101.80ha、1人当たり都市公園面積は5.21㎡（平成26年4月）で、標準（全国平均10㎡/人、県平均6.3㎡/人）より低い水準に止まっています。

○身近な都市公園の未充足、地域格差

- ・住民に最も身近な街区公園の充足状況（誘致距離250m）を見ると、市街化区域内の一部で十分に公園が確保されていない区域があります。
- ・街区公園の1か所あたりの平均面積は0.1haで、小田原市都市公園条例の規模の標準（0.25ha）に及ばない0.2ha未満の公園が86%を占めています。

■公園種別ごとの都市公園の整備状況(平成26年4月1日現在)

	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)
住区基幹公園						
街区公園	134	13.68	131	13.24	3	0.44
近隣公園	—	—	—	—	—	—
地区公園	—	—	—	—	—	—
都市基幹公園						
総合公園	3	33.52	1	11.10	2	22.42
運動公園	1	12.41	1	12.41	—	—
特殊公園						
植物公園	2	8.87	—	—	2	8.87
墓園	1	13.40	—	—	1	13.40
歴史公園	1	3.16	1	3.16	—	—
緩衝緑地等						
緑道	4	1.83	3	1.41	1	0.42
都市公園(市)計	146	86.87	137	41.32	9	45.55
大規模公園						
広域公園(県立)	1	14.93	—	—	1	14.93
都市公園 合計	147	101.80	137	41.32	10	60.48
人口	195,532 人		—	—	—	—
1人当たり都市公園面積	5.21 ㎡/人		—	—	—	—

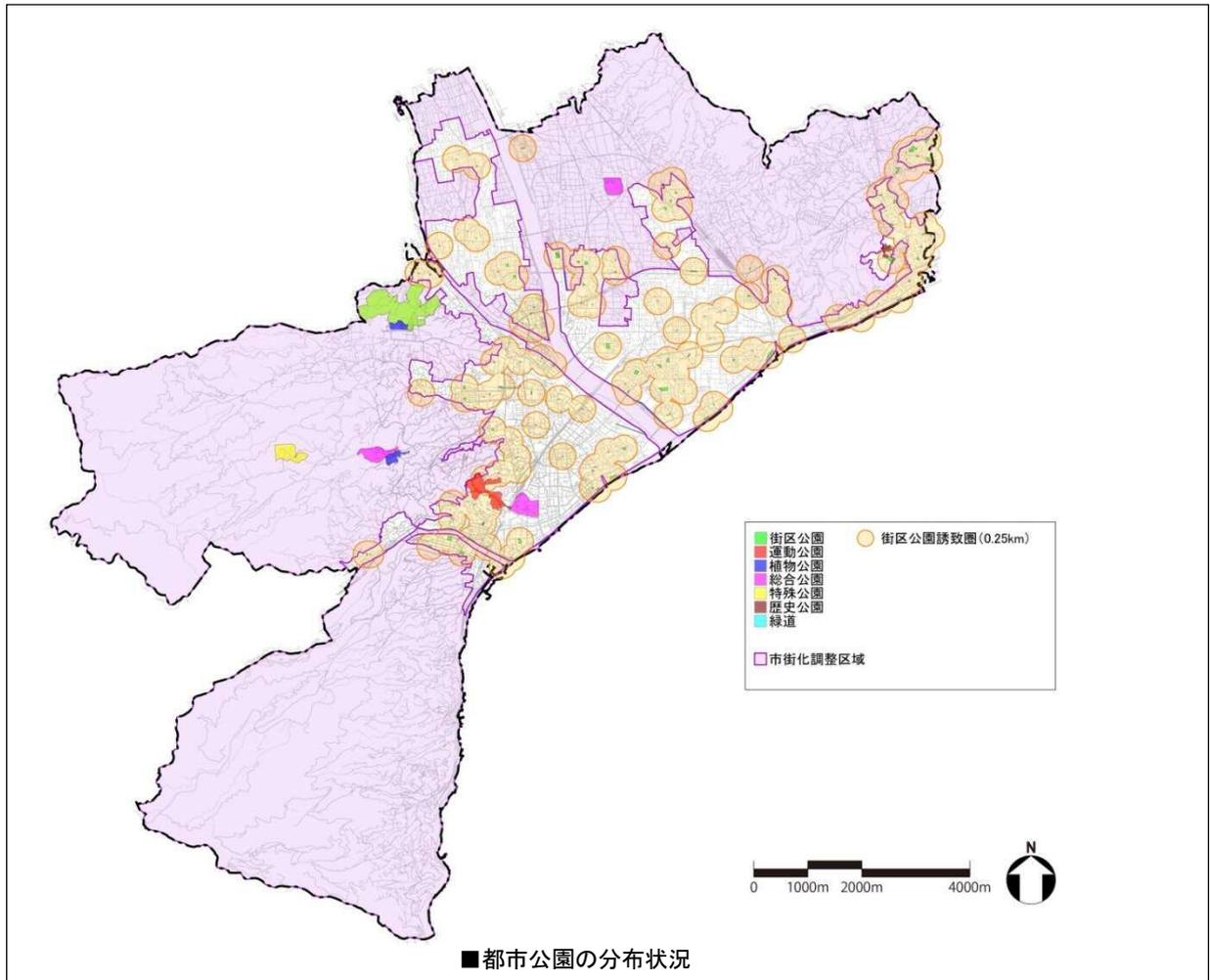
※都市公園法第三条に「地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。」とされており、小田原市は、都市公園条例において、都市公園法施行令と同様の基準（都市計画区域10㎡/人）を定めている。

○長期未着手となっている都市計画公園

- ・本市における都市計画公園は 28 公園で、うち長期未着手（都市計画決定後 20 年以上）区域が存在する公園が 3 公園あります。

○公園施設の老朽化

- ・設置後30年以上を経過した公園は53公園、全体の3分の1を超え、20年以上の公園は3分の2近い94公園にのぼり、老朽化への対応が課題となっています。



(平成 26 年 4 月 1 日 現在)

4.2 公共施設緑地と公共施設の緑化

(1) 公共施設緑地

- ・公共施設緑地として、13種類、85か所、約92haが整備されており、都市公園面積とほぼ同じ規模を持っています。市街化区域内には52か所、34haが整備されており、都市公園を補完する身近な施設となっています。

■公共施設緑地（平成26年4月1日現在）

種類	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域		備考
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	
ポケットパーク	2	0.09	2	0.09	—	—	
みどりの広場	17	2.40	10	1.31	7	1.09	
市営住宅公園	11	0.65	7	0.56	4	0.09	
小学校校庭	25	19.24	18	13.79	7	5.45	

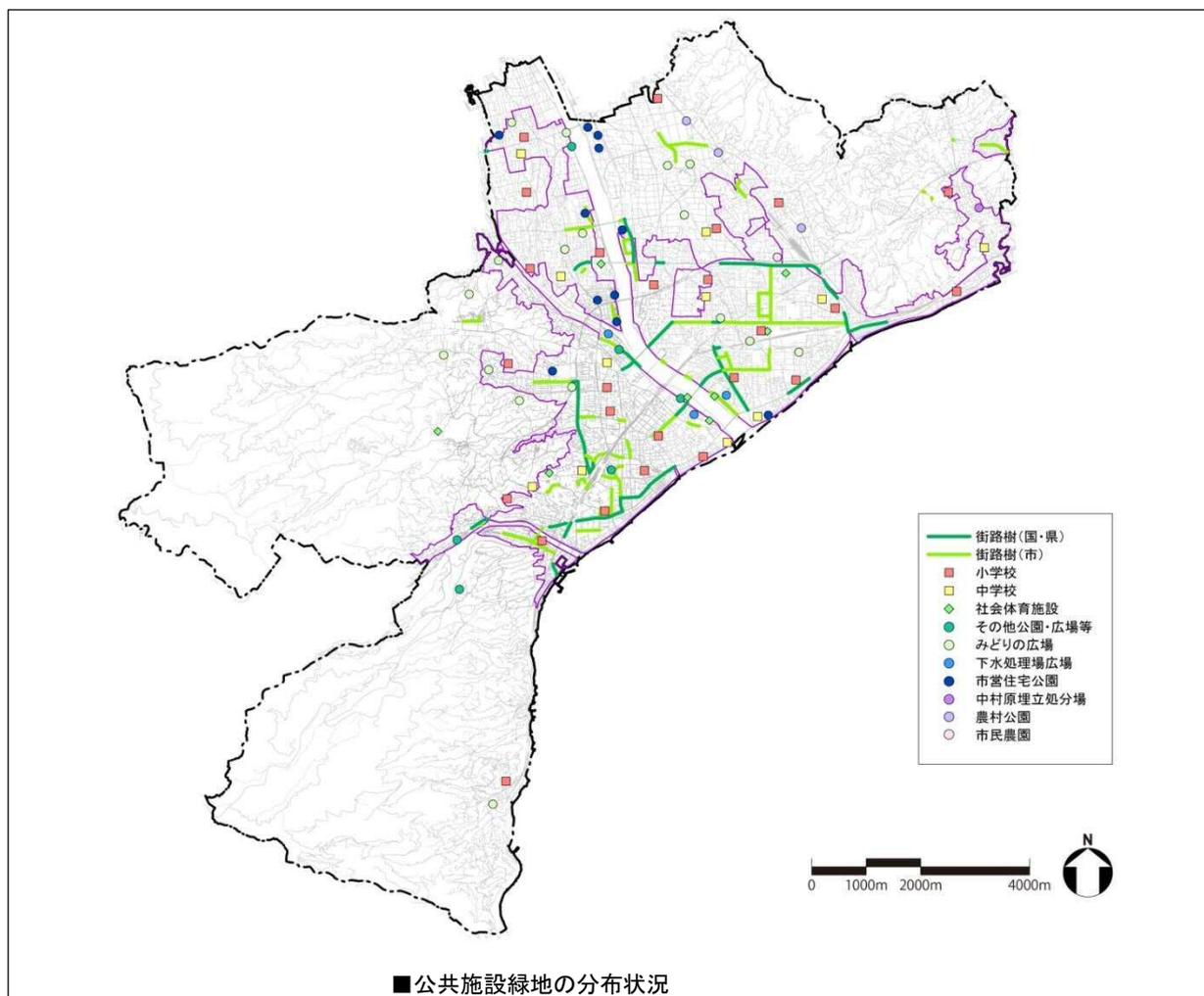
種類	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域		備考
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	
中学校校庭	11	15.29	9	12.26	2	3.03	
自然公園	1	5.81	—	—	1	5.81	石垣山一夜城歴史公園
市民農園	1	0.09	—	—	1	0.09	特定農地貸付法による
河川緑地	3	0.63	—	—	3	0.63	
農村公園	3	0.92	—	—	3	0.92	
社会体育施設等	6	14.65	3	1.84	3	12.81	
森林体験施設	1	27.00	—	—	1	27.00	いこいの森
下水処理場広場	3	3.16	2	1.96	1	1.20	
埋立処分場広場	1	2.33	1	2.33			中村原理立処分場
計	85	92.26	52	34.14	33	58.12	

※市営住宅公園のうち2か所は児童遊園地に位置づけ。

(2) 公共施設におけるみどりの現況

○街路樹

- ・ 高中木の街路樹のある市道は42路線、約15kmで、市道総延長（607.7 km 平成26年3月）の約2%です。
- ・ 街路樹は整備後年数を経て、ムクドリの糞害、民家への越境枝や落葉の処理、歩行の支障となる根上がり、車両からの視認の阻害、管理されないまま残されている商店街の老朽化したフラワーポット等の問題が指摘されています。



(平成26年4月1日 現在)

○河川・水路

- ・酒匂川では、市民の憩いやレクリエーションの場として散策路、緑道、サイクリング場、サイクリングロードの整備を行っています。
- ・そのほか、河川や水路の改修にあたっては、治水はもとより周辺の自然環境の保全と親水性の向上を図るため、柳新田水路、関口川、鬼柳桑原排水路で「せせらぎ水路」として素堀水路や多自然水路などの復元整備を行っています。

○その他の公共施設の緑化

- ・本市では、とくに公共施設の緑化に関する規定等は設けていません。
- ・本市では、小学校や幼稚園の運動場等の芝生化を進めています。現在小学校2校、幼稚園5園（平成27年3月末日）が芝生化されています。

4.3 民間施設緑地と民有地の緑化

(1) 民間施設緑地

- ・主な民間施設緑地として、63箇所、約155haが設けられています。

■民間施設緑地（平成26年4月1日 現在）

種類	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域		備考
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	
児童遊園地	52	3.22	38	2.57	14	0.65	
市民農園	9	3.19	—	—	9	3.19	
ゴルフ場	2	148.60	—	—	2	148.60	
計	63	155.01	38	2.57	25	152.44	

(2) 民有地の緑化

○開発事業に伴う緑化制度

- ・「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、当条例で定める開発事業に対しては、原則500㎡以上の規模の開発事業の場合、植栽地を配置するよう努めなければならないとし、同条例施行規則で用途地域の種類に応じて植栽地面積の割合を開発事業区域の規模の3%～20%以上確保することを定めています。ただし、義務づけではなく、自ら居住用の建物を新築したり改築したりする場合は含まれません。

○協定

- ・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」に基づく「みどりの協定」は、4社と締結しています。緑化計画面積は約0.27ha（平均で区域面積の約5%）となっています。
- ・「神奈川県自然環境保全条例」に基づく「みどりの協定」は、現在10団体と13地区の締結をしています。

4.4 地域制緑地

(1) 法に基づく地域制緑地

○生産緑地地区（都市計画法、指定主体：市）

- ・「生産緑地地区」は、市街化区域内にある一定の要件を満たす農地を農業生産活動を通して緑地として計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための地域地区です。1か所あたり平均約1,400㎡で、2,000㎡以上の生産緑地地区は全体の2割に満たず、2,000㎡未満の規模が大半です。

○風致地区（都市計画法、指定主体：市）

- ・「風致地区」は、都市において、樹林地、水辺地、郷土意識の高い土地などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観の維持が必要な区域について定めるものです。本市では、小田原城址、城山、海岸の3地区が風致地区に指定されています。

○農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律、指定主体：市）

- ・「農用地区域」は、市街化区域を取り巻く平野部や丘陵部の農地に指定されています。

○保安林（森林法、指定主体：県）

- ・市西部および東部に、水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、風致の「保安林」に指定されている山林があります。

○地域森林計画対象民有林（森林法、指定主体：県）

- ・本市の西部、東部の山林の多くが、「地域森林計画対象民有林」に指定されています。

○自然公園地域（自然公園法、指定主体：国）

- ・本市西部に「富士箱根伊豆国立公園」があり、市内指定箇所は全域が特別地域となっています。

○保存樹林（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、指定主体：市）

- ・市街地内のまとまった樹林を「保存樹林」に指定しています。保存樹林は平成13年以降新たな指定はありません。

○地区計画の地区施設としての緑地（都市計画法、指定主体：市）

- ・「地区計画」は、生活環境の維持・向上が図られるよう地区施設として、公園や緑地等を定めることができるもので、本市では5地区で公園や緑地等を位置付けた地区計画を決定しています。

(2) 条例に基づく地域制緑地

○県・自然環境保全地域（神奈川県自然環境保全条例）

- ・市西部の片浦・早川と久野の山地2か所に、「自然環境保全地域」が指定されています。

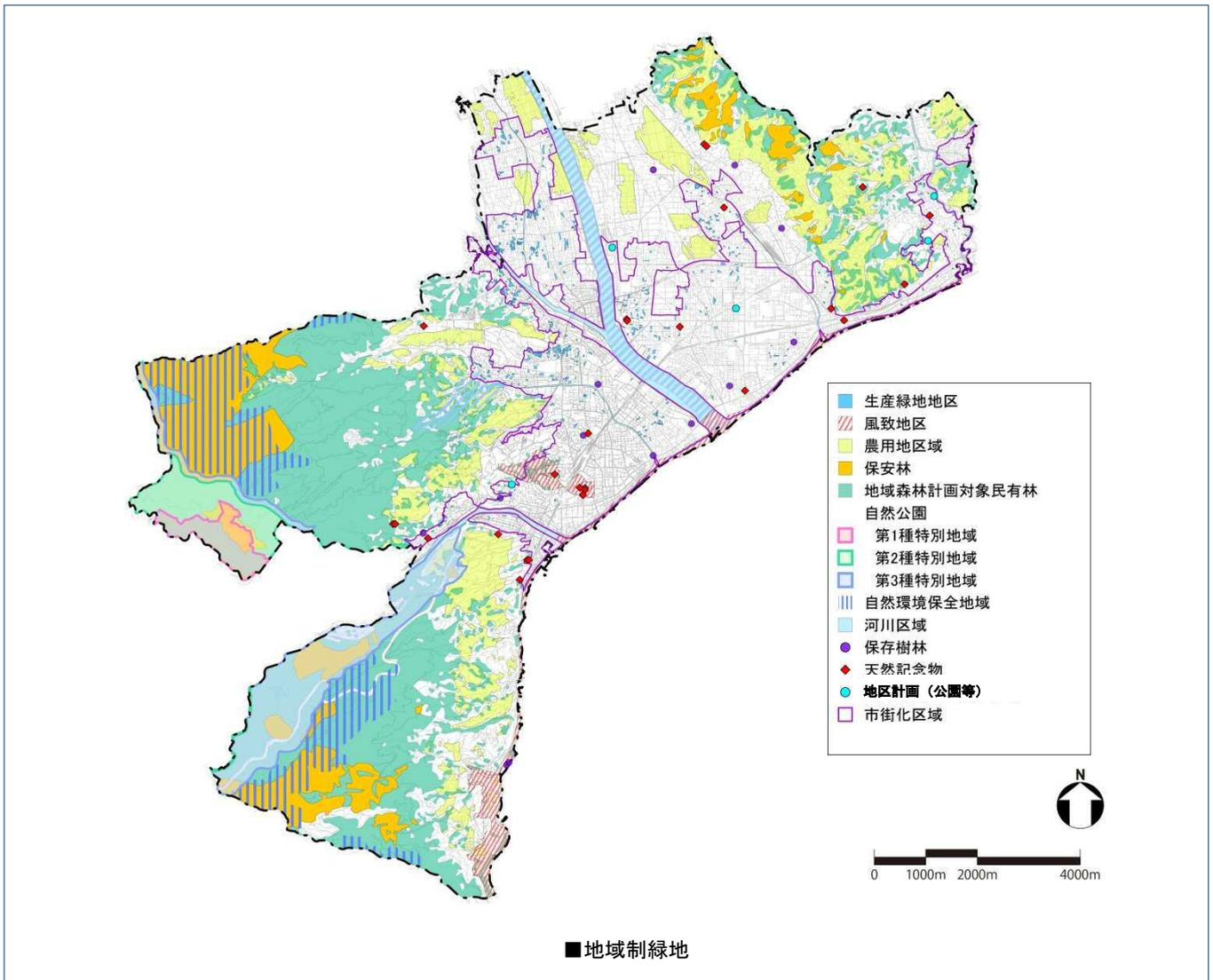
○県・市指定文化財（天然記念物）（神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例）

- ・みどりに関わる文化財として、巨樹・古木のほか、まとまった樹林である樹叢5件が「天然記念物」に指定されています（県指定2件、市指定3件）。

■地域制緑地（平成26年4月1日 現在）

制度名称	都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域		備考
	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	か所	面積 (ha)	
生産緑地地区	489	68.60	489	68.60	—	—	
風致地区	3	323.00	—	80.00	—	243.00	
農用地区域	—	1,200.57	—	—	—	1,200.57	
保安林	—	1,651.00	—	—	—	1,651.00	
地域森林計画対象民有林	—	4,208.04	—	23.64	—	4,184.4	
自然公園地域	1	763.00	—	—	1	763.00	
保存樹林	13	3.44	—	2.33	—	1.11	
自然環境保全地域	—	1,092.60	—	—	—	1,092.60	
天然記念物	5	3.37	2	1.71	3	1.65	
河川区域	—	293.00	—	12.28	—	280.72	
地区計画(公園等)	5	5.61	5	5.61	—	—	

※端数処理により合計が一致しない場合があります。



(平成 26 年 4 月 1 日 現在)

4.5 市民、企業等との協働

(1) 都市公園

○身近な公園プロデュース事業

- ・地域密着型の愛着のある都市公園とするために、身近な街区公園で、市民の考えや意思に基づき自らの手での花壇づくりや清掃活動など新たなものをつくる(プロデュースする)活動を市が支援しています。
- ・平成23年度より開始し、初年度においては4か所の公園で実施しました。現在、9団体により13か所の公園における取り組みを支援しています。
- ・本市のホームページにより実施団体を募集しています。

(2) まちなかの緑化活動等

○花とみどりのまちづくりに関わる活動

- ・公共施設内の緑化や、住宅等の民有地において、公道から見える庭づくりを支援し、市内に花とみどりを充実させるもので、以下の活動等が行われています。

■花緑に関するボランティア活動団体等の状況（平成27年4月1日 現在）

名称	団体数等数	活動内容
グリーンライフサークル (GLC)	48 団体	・花の種まき、水やり ・ポット移植、移植後の水やり（自宅に持ち帰り育成） ・生育後、市から配布される花苗と合わせて、分担している地域の公共施設や公共用地の花壇に植栽し、水やり等管理していく。
花の街おだわら	個人 56 名	・花の種まき、水やり ・ポット移植、移植後の水やり（小田原フラワーガーデン圃場） ・生育後、自宅又は近隣に植栽し、水やり等管理していく。
みどりの実践団体	34 団体	・公民館等、地域管理地における花と緑の維持管理を行う。 （(公財)かながわトラストみどり財団への登録）

(3) 水辺・森・農地等に関わる活動

○自然再生・保護活動等

- ・以上のほか、本市では市民、企業との協働によりさまざまな事業を行っています。
- ・企業との協働事業としては、本市がライオンおだわらの森、神奈川県では森林再生パートナー事業を進めています。

■主なプロジェクト（平成27年4月1日 現在）

プロジェクト	位置
河川・水路	
・めだか公園・せせらぎ水路	柳新田など
・環境再生プロジェクト(植栽など)	酒匂川、下菊川など
森林	
・ふるさとの森づくり運動	久野
・ライオンおだわらの森	久野
・森林再生パートナー制度(神奈川県)	久野

プロジェクト	位置
農地	
・環境再生プロジェクト(荒地の再生および有効利用)	久野
生態系	
・コアシサシの郷づくり事業	酒匂川
・メダカのお父さんお母さん事業(地域の固有種の保護)	

○里地里山活動協定

- ・神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に基づき、神奈川県は選定された里地里山保全等地域に関わる里地里山活動協定を認定し、認定した団体に対し支援を行っています。
- ・東栢山地区では、地区を走る鉄道会社が、活動団体が実施するイベントを広報したり、連携して生き物教室を開催するなどの取り組みを行っています。

■里地里山活動協定 (平成27年4月1日 現在)

協定の名称	活動団体名	協定面積(m ²)	主な活動内容
久野地区里地里山活動協定	美しい久野里地里山協議会	5,269	<ul style="list-style-type: none"> ・田の保全・再生 ・畑・樹林地等の保全・再生 ・久野川流域の環境調査 ・動植物観察ウォーク
東栢山地区里地里山活動協定	金次郎のふる里を守る会	10,280	<ul style="list-style-type: none"> ・田の保全・再生 ・農業体験事業 ・菜の花まつり ・生き物調査
上曽我地区里地里山活動協定	曾我山応援隊	12,636	<ul style="list-style-type: none"> ・畑の保全・再生 ・農業体験事業

4.6 みどりに関わる財源

○ふるさとみどり基金

- ・本市と市民が一体となって推進するみどり豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるため、ふるさとみどり基金を設置しています。
- ・グリーンライフサークル、市街地沿道緑化事業、花とみどりのふれあい促進事業等に使用されており、平成26年度末の基金累計は、約10億円余となっています。

○小田原市都市公園条例に基づく占用料や使用料

- ・公園内における施設の設置やイベント開催等に伴い、条例に基づいた占用料や使用料を徴収しています。

5. 小田原市のみどりの課題

5.1 社会動向からみたこれからのみどり

①国土のグランドデザイン 2050（国土交通省国土政策局総合計画課総括班 平成 26 年 7 月）

今後の社会情勢の変化等を考慮した国土づくりの理念や考え方に即した施策の検討を行う必要があります。「国土のグランドデザイン2050」は、急速に進む人口減少や巨大災害の切迫等、国土形成計画（平成20年（2008年）閣議決定）策定後の国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示すものです。ここで以下の5点を時代の潮流として認識し、これをふまえ「国土は、国民の幸せな暮らしを実現する舞台であり、その基盤として経済の成長は不可欠であり、一定の成長を確保した上で、「豊かさ」と「安心」を実感できる国土にしていくことが必要、さらに各地域が主体性を確立し、固有性を深め、「多様性」を再構築することが重要」とし、3つの理念を掲げています。

- 時代の潮流
- (1) 急激な人口減少・少子化、高齢化
 - (2) グローバリゼーションの進展
 - (3) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化
 - (4) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
 - (5) ICTの劇的な進歩、技術革新

- 理念
- (1) 多様性の再構築（ダイバーシティ）
 - (2) 連携革命による新しい集積の形成（コネクティビティ）
 - (3) 災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）

②社会ニーズとみどりの機能の視点

①の理念をふまえ、とくに『みどり』に関わりの大きい社会情勢、都市における課題に対し、都市の持続性に資するみどりの機能に配慮した計画の策定を行う必要があります。

■都市における課題に対応するみどりの機能(例示)

社会背景と都市における課題	持続的な都市構築のための社会的ニーズ	都市の持続性に資するみどりの機能
<p>○経済的衰退</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務地の衰退 ・空き地の増加 ・公共施設等の維持困難 ・インフラの老朽化 	<p>→ 経済・活力の維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりによる快適に歩ける空間確保 ・広場等としての空き地の活用 ・みどりによる土地の価値向上 ・魅力的な賑わい空間の形成 ・労働環境・住環境の向上(安らぎ・潤い等) 等
<p>○人口減少(少子高齢化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康維持不安、単身世帯増 ・伝統技術の継承難→消滅 ・地域の伝統行事継承難→消滅 ・耕作放棄地の増大 ・里山の荒廃 など 	<p>→ 健康・福祉社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇活動や運動機会の提供による健康長寿 ・みどりの中での子育てを通じた情操教育 ・みどりの地域活動など生きがい創出や地域の共助の場や機会の提供 ・農林業への市民の理解の場や機会の提供 等
<p>○低密化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス施設の減少→生活利便性低下 ・荒廃による犯罪の温床化 など 	<p>→ 安心・安全な社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域管理の一環としての市民等との協働のみどりの管理によるコミュニティ育成 等

<p>○地球環境問題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による風水害・土砂災害等の激甚化 ・食料・水・エネルギー問題 ・生物多様性の危機→生態系サービスの低下 など 	<p>→ 循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難路、災害復旧場所としての空間提供 ・みどりの存在による減災、緩衝などの安全空間の提供 ・みどりによる環境負荷軽減（地球温暖化対策、都市型水害の防止等） ・都市環境改善（河川等を生かした風の道形成等） ・みどりの持続的な生産（木・農） ・生き物と触れ合える身近な空間提供（生物多様性の重要性に対する気づき）
---	----------------	---

③持続的な都市構築に求められるみどりの視点

少子高齢化、都市の縮退化、インフラ老朽化、地球環境問題等を展望しつつ、今後求められる都市の集約におけるみどりのあり方をふまえた施策の検討を行う必要があります。

■（参考）都市の集約化におけるみどりの役割と考えられる保全創出の手法(例示)

都市集約による空間特性		みどりの位置づけ	みどりの保全創出手法（例示）
都市機能を集積する区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約する区域	地域経済の中心地におけるみどり 商業・文化・福祉等の都市機能集約による市の中心拠点・生活拠点形成における都市景観や賑わいを生み出すみどり	・市を代表する公園整備や街路樹等の公共空間の緑化による都市のブランドイメージ向上 ・開発行為等に伴う緑化によるみどりの創出 ・民有地の緑化促進 ・立体公園制度等の活用による高度利用
住宅中心の居住区域	生活サービスやコミュニティが持続的に確保される住居系区域	生活の拠点におけるみどり 定住促進、健康長寿、子育て支援、閑静なみどりのまち並み形成に資するみどり	・開発行為等に伴う緑化による緑の創出 ・民有地の緑化促進
工業・業務が集積する区域	大規模な業務地で、まとまった土地利用転換の可能性も想定される区域	労働環境におけるみどり 居住空間との緩衝になるみどり 落ち着いた都市景観形成、リフレッシュの場になるみどり	・開発に伴う緑化によるみどりの創出 ・民有地の緑化促進
低密化が想定される区域	空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地などの区域	縮退傾向にある区域におけるみどり（市街化区域フリンジ等） ゆとりある住環境の形成やコミュニティ維持に資するみどり	・自然地形をふまえた線引き ・保全制度等を活用した開発抑制
田園居住区域	里山や農空間を主とした自然的な環境を再生・活用する区域	自然的土地利用が多くを占める区域におけるみどり（市街化調整区域等） 農林業などの生産の場の維持、都市住民との交流による活性化	・緑地保全制度等による開発抑制

※「H26 年度人口減少社会における緑の基本計画に関する資料整理・分析」を参考に作成

5.2 小田原市の都市およびみどりの現状からみた課題

本市は、都市構造、土地利用、地形、みどりの特性等からみると、大きく森（山林）・里（田園）・まち（市街地）、海に区分されます。それぞれのみどりの現状、みどりの取り組み、市民の意向、および前項の社会動向からみた課題整理の基本的な考え方は次のようになります。

○課題整理の基本的な考え方

1) 小田原のみどりの構造（森、里、海）を確かにする。

- ・森、里、海の3つがみどりの構造を形成していることが大きな特徴。
- ・その特性をよりよく発現し、みどりの構造を良好な状態で次世代へ継承していくために、3つのみどりとそれらをつなぐみどりが抱えている課題を整理。

2) 小田原のまちづくりにみどりが持つ機能を発揮させる。

- ・みどりのまちづくりに向け、市内に点在する多様なみどりの資源を保全、活用、あるいは創出する視点から総合的、計画的な取り組みの推進が必要。
- ・そのため、みどりの役割・機能をふまえ、みどりの資源の活用と新たなみどりの創出の必要性等を含め、取り組むべき課題を整理。

3) 小田原の持続的なみどりの取り組みを進める。

- ・成長し続けるみどりを長期にわたって日常的にきめ細かく管理していくためには、行政だけでなく市民や企業等の力と継続の仕組みが不可欠。
- ・多様な主体による取り組みを促進するための課題と、みどりを継続的・良好に育むための課題を整理。

●みどりの構造からみた課題

1. 森・里・海のみどりの保全・育成が必要

2. 森・里・海と市街地をつなぐみどりの形成が必要

●みどりの機能からみた課題

3. 市街地のみどりの創出・育成が必要

4. 「小田原らしい」みどりの継承・育成が必要

●持続的なみどりの取り組みから見た課題

5. みどりに関わる多様な主体の活動促進が必要

6. みどりのマネジメントの促進が必要

社会経済環境の変化

少子高齢化・人口減少・環境問題・都市機能の集約化・地方財政の逼迫等

(1) 森・里・海のみどりの保全・育成

①山地の森林の公益的機能の維持

○みどりの適正な管理・育成による公益的機能の維持・向上

- ・法令および各種計画等に基づき、木材生産のほか水源涵養、災害防止、土壌保全、環境形成、保健文化機能などの森林の公益的機能が低下しないように適正な管理育成の継続が必要です。
- ・市民や企業との協働による森林再生やふるさとの森づくり運動を通じた森林資源の多目的な利用等の継続が必要です。

○市街地に近い森林の都市のみどりの観点からの保全

- ・市街地に接する森林については、無秩序な開発の対象とならないよう、都市を取り巻く里山の環境を維持するみどりとして適切な保全・活用方策の強化が必要です。

②農地・農村の多面的機能の発揮

○耕作放棄地の発生の抑制・活用

- ・農村文化や田園景観の継承、環境の保全に資する多面的な機能を有する農地や農村の環境を保つため、耕作放棄地の発生の抑制と活用の推進が必要です。

○農村と都市の交流などへの活用等による田園における環境の維持

- ・農業・農地に対する市民の理解および農業や農村を貴重な資源として良好な田園の環境を維持していく取り組みの一つとして観光農園や市民農園などが存在しています。
- ・都市住民の自然とのふれあいや体験学習などの場として、多様な形態が求められています。

③海辺のみどりの保全

○海浜部のみどりの保全・活用策

- ・沿岸にはかつて松林が形成されていましたが、現在、御幸の浜や酒匂川の河口、国府津、片浦などに部分的に残る程度となっています。本市の原風景として、海浜部の潤いの景観として残されたみどりの保全が必要です。

(2) 森・里・海と市街地をつなぐみどりの形成

①河川による森・里・海と市街地のみどりの連結

○河川がもつ多様な機能のまちづくりへの活用

- ・親水空間や周囲の自然環境要素を考慮した河川の生態系ネットワーク機能の強化、風の通り道に配慮した河川空間の保全・活用を図るなど、河川空間をまちづくりに活かしていくことが望まれます。

○快適な河川空間の確保

- ・河川における快適な空間を確保する管理方策の検討が必要です。

②道路による森・里・海と市街地のみどりの連結

○道路空間のみどりによるまち並み景観や都市環境の向上

- ・主要な道路空間において、周囲の自然環境要素も考慮した道路緑化の充実や環境に配慮した歩行者ネットワークの形成により、都市景観のみどりの軸の形成や都市環境の向上を図ることが必要です。

○街路樹の管理方針の確立

- ・街路樹は、大量の落葉、野鳥の糞害・害虫発生、電線等の架線との交錯、台風時の幹折れ・倒木、車走行時の見通し阻害など、さまざまな課題を抱えています。街路樹の整備・管理方針の検討が必要です。

③ “見晴らし” による森・里・海とまちのみどりの連結

○視覚的な繋がり意識化

- ・市街地の眺めや市街地と山林を結ぶ視覚的あるいは意識上の繋がり等を持たせるよう、海、山、市街地などへの眺望景観を意識したビューポイントづくりの検討が小田原らしい景観として重要です。

(3) 市街地のみどりの創出・育成

① まちなかのみどりの創出・育成

○市街地の魅力を向上する豊かなみどりの風景の創出

- ・市民の快適な憩いや交流の空間、富士箱根伊豆の玄関口であり県西地域の拠点都市としての来街者を迎える都市景観、地球温暖化防止等の重要性をふまえ、市街地においてみどりによる魅力あるまちづくりが必要です。

② 「防災」に対応するみどりの確保

○浸透・保水機能のあるみどりとオープンスペースの確保

- ・まちなかの浸透・保水機能のある樹林地やその周囲の農地を保全する必要があり、また公園や緑地などのオープンスペースの確保も重要です。

○みどりによる災害に強いまちづくり

- ・民有地においても、延焼を防止する防火樹植栽や倒壊した場合の危険性が大きい素材の塀等を避け接道部分は生垣等とするなど、被害を軽減する方策をとることが望まれます。
- ・延焼防止の観点から、広幅員道路の街路樹や公園緑地などのオープンスペースの適切な配置や空間構成等の検討を行うことが必要です。

○避難場所となる都市公園の確保と防災・減災機能の向上

- ・防災・減災対策の一環として、都市公園の果たす役割をふまえ、防災・減災および災害時の対応に資する公園の検討を行うことが必要です。

③ 身近なレクリエーションやコミュニティ活動などのみどりの充実

○公園未充足地区の解消

- ・地区ごとに見た住民一人当たりの都市公園の面積、都市公園とその代替えとなる広場や緑地などの配置状況から誘致圏域外となる区域（以降「公園空白地」という。）の割合などの状況から、公園等としての機能が不足している地区（以降「公園未充足地」という。）が存在しています。その地区においては、公園機能の充足に向けた新規整備が望まれています。
- ・市民からの公園用地の提供相談の活用や借地型公園による整備手法の検討、公園に代わるレクリエーション機能を有した施設や環境（広場や緑地、森林や河川など）の配置状況、地域における人口減少などの社会情勢等、さまざまな視点から公園の均衡ある配置による「公園未充足地」の解消が必要です。

○長期未着手となっている都市計画公園の見直し

- ・開設済みの一部の都市計画公園において、都市計画決定された区域の一部が長期にわたり未着手となっている公園があります。公園の充足と併せて、人口動向などの社会情勢や公園が担うレクリエーション機能の充実などの視点で、その見直しについて検討が必要です。

○公園空間の安全性、快適性の向上

- ・都市公園の老朽化した施設の改修、繁茂した樹木の剪定・整理等による死角の解消など防犯上の安全・安心の確保や、バリアフリー対応など、市民のニーズに即し、生活に豊かさをもたらす場として公園の質の向上を図ることが必要です。
- ・超高齢社会を迎えている現在、都市公園の改修にあたって、バリアフリー化に止まらず高齢者の休息の場や健康づくりに資する公園づくりなど、安全・安心に利用できる公園とすることが必要です。

○都市公園が持つ観光・レクリエーション機能をふまえた公園の確保

- ・既設の都市公園の改修による機能の向上を含め、来街者の誘致に資するさまざまなイベント等の開催や市民との交流等の場となる公園、来街者の憩いやレクリエーションの場となるみどりの空間、小田原らしさを感じさせる空間など、都市公園が持つ観光・レクリエーション機能を発揮させる整備・再整備が必要です。

④公共施設の緑化

○樹木の健全度の向上

- ・公共施設における樹木の健全度の把握と危険木の早期発見、樹木の健全な育成・保全に関する対応方針を定めることが必要です。

○公共施設における緑化推進

- ・公共施設の新築・改築等の際は、積極的な緑化への取り組みが必要です。
- ・とくに、校庭については、まちなかのみどりとオープンスペースとして市立学校等の校庭の緑化と管理の仕組みの整備が必要です。

⑤生産緑地地区の活用

- ・生産緑地地区は市街地における貴重なみどりであることから、農林漁業と調和し、良好な都市環境を形成している市街化区域内の農地において、適正に管理され、追加要件を満たす農地については、生産緑地地区に指定するなど、保全が必要です。

⑥民有地の緑化

- ・市街地の緑化の推進にあたっては、市内の土地の大半を占める民有地において民間事業者による緑化を進めていくことが効果的です。
- ・大規模な開発にあたってのみどりの保全方策や、建築物の新築等に際しての緑化空間の確保に対する支援方策などの検討が必要です。

(4)「小田原らしい」みどりの継承・育成

①小田原の歴史を物語るみどりの保全・活用

○まちの顔として、中心市街地一帯の風格のあるみどりのまちづくり

- ・観光客など来街者の玄関口となる小田原駅前などでは、小田原の特色である自然や歴史の資源をアピールするみどり豊かな魅力ある空間づくりが必要です。

○城址公園、城山公園、総構の歴史的空間を生かしたみどりのまちづくり

- ・城址公園、城山公園を含む総構一帯は、総構の外郭の顕在化など歴史的空間をみどり豊かなまちづくりに活用する方策の検討が必要です。

○歴史的文化的な資源と一体となった緑地やみどり豊かな住宅地の景観の保全・活用

- ・歴史的文化的な建造物と庭園およびその周囲のみどり豊かな住宅地、およびこれらの住宅地と一体的な景観を構成する斜面緑地等を、小田原の大切な資産として守り健全に育成するための保全方策の検討が必要です。また巨木の残る社寺林はまちのランドマークであり、小田原の歴史を伝え、まち並みに潤いをもたらす資源として健全に保全することが望まれます。

○水路の保全・活用

- ・郷土の歴史性とその場所らしさを刻む資源として、きめ細かいみどり豊かなまちづくりや環境学習、郷土学習の場として生かすよう、必要に応じて保全・活用方策を検討することが望まれます。

②小田原の自然の豊かさの保全・活用

○貴重な生き物も生息する豊かな自然環境の保全・創出

- ・生物の生育・生息に適した場所のみどりを結びネットワークを形成していくことが必要であり、まとまった樹林等を核、河川や水路等を軸に生物に適した環境の保全やまちなかのみどりなどの配置により、生物の生息や移動経路となる多様な空間を保全・創出していくことが重要です。

○既存資源の活用による郷土学習・環境学習

- ・小田原の特色である自然を活用し、農林業体験や自然体験により、里山の伝統文化や雑木林の保全方法などを実際に体験しながら学ぶ機会の充実や、都市住民による支援の仕組みを拡充する必要があります。

(5) みどりに関わる多様な主体の活動促進

①市民との協働体制の強化

- ・都市公園をはじめとする公共施設のみどりに関する管理、育成を今後一層強化することが重要となることから、多様な主体との協働の仕組みづくりや広報などの情報発信の強化が必要です。
- ・市内のみどりは民有地が大半を占めることから、市民の主体的な活動を促進する支援・誘導方策等が必要です。

②企業等のCSR活動の促進

- ・市内には多くの企業があり、みどりの整備・管理に関わる一層の協働体制を強化するため、企業が参加しやすい仕組みづくりや幅広い支援策の検討が必要です。

③人材育成体制の強化

- ・みどりに関する活動に子どもたちや市民が継続して楽しく取り組むことができるように、本市のみどりを舞台とした郷土学習・環境学習等の推進とともに、インストラクターの人材育成や世代間交流の仕組みが必要です。

④ふるさとみどり基金

- ・ふるさとみどり基金を知っている人はわずか15%、聞いたことがある人は26%、聞いたことがない人が過半数を超えました。基金を知っており使い道も知っている人は1割にとどまっています（みどりに関する市民意識調査 平成26年度）。
- ・基金に関する情報発信の強化と、基金制度の有効活用の方策を検討する必要があります。

(6) みどりのマネジメントの促進

①みどりの施策展開にあたっての他分野との連携

- ・少子高齢社会の到来や人口減少時代を迎え、各種施策の展開にあたっては「集中と選択」および「横断的な施策の展開」が必要とされることから、今後はさまざまな施策と連携した効率的な都市経営が求められます。
- ・みどりをもつ多様な機能を生かし環境教育施策、学校教育施策、福祉施策、子育て施策など多分野にわたる事業の受け皿として、他分野の施策と連携しつつ公園や緑地に関する施策の展開を進める必要があります。

②みどりを良好に維持するマネジメント施策の推進

- ・市民ニーズを考慮したみどりの持続的な保全・育成や都市公園の良好な維持と利用促進を図る管理運営の観点、みどりを「市民の資産」として捉える観点から、多くの人々の関わりの中で良好な空間として継続していくことができるように、「放置されかねないみどり」から「維持・管理するみどり」へ、さらに「維持・管理するみどり」から「資産としてマネジメントするみどり」へ、ふるさとみどり基金等を積極的に活用した保全・育成、管理運営のあり方の検討が必要です。

③民間活力の導入

- ・本市を代表する公園や緑地の管理運営にあたっては、民間企業等の事業参画、市民や企業等からの寄附やサポーターとしての参画など、民間活力の導入によって利用者満足度の高いサービスを提供する仕組みづくりについて検討を行う必要があります。
- ・みどり豊かな地域づくりの推進にあたり、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みを誘導・支援する方策の検討が必要です。